

総務産業委員会報告書

平成30年9月19日

備前市議会議長 立川 茂 様

委員長 石原 和人

平成30年9月19日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第72号 備前市防災行政無線・農村情報連絡施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第73号 備前市地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第80号 平成29年度備前市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	なし
議案第81号 平成29年度備前市三石財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	なし
議案第82号 平成29年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	なし
議案第93号 備前市過疎地域自立促進計画の一部変更について	原案可決	なし

<所管事務調査>

- 土地政策について
- 包括連携協定について
- 防災行政について
- 公共施設総合管理計画について

<報告事項>

- NPO法人国際ボランティア学生協会との包括連携協定の締結について（企画課）
- 備前市教育に関する大綱の見直しについて（企画課）
- 日生総合支所電話交換機の故障について（日生総合支所）
- 日生港定期船待合所の損壊について（日生総合支所）
- ふるさと納税返礼品見直しスケジュールの変更について（企画課ふるさと寄附担当）

- 備前楷の木賞について（秘書広報課）
- 台風第20号・第21号について（危機管理課）
- 本市の障害者雇用について（総務課）
- 「NIGHT BAR BIZEN STYLE」の開催について（企画課地方創生推進担当）
- 新庁舎建設工事の進捗状況等について（施設建設・再編課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第72号の審査	2
議案第73号の審査	3
議案第80号の審査	8
議案第81号の審査	11
議案第82号の審査	11
議案第93号の審査	12
報告事項	15
所管事務調査	52
閉会	60

総務産業委員会記録

招集日時	平成30年9月19日（水）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午後3時37分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中（第5回定例会）の開催		
出席委員	委員長	石原和人	副委員長	藪内 靖
	委員	尾川直行		土器 豊
		田口豊作		掛谷 繁
		川崎輝通		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	立川 茂		
傍聴者	議員	守井秀龍	中西裕康	
	報道	あり		
	一般	あり		
説明員	市長公室長	高山豊彰	秘書広報課長	高見元子
	企画課長	岩崎和久	地方創生推進担当課長	馬場敬士
	ふるさと寄附担当課長	初治慎一	危機管理課長	藤田政宣
	総務部長	佐藤行弘	総務課長	河井健治
	財政課長	高橋清隆	契約管財課長	尾野田瑞穂
	施設建設・再編課長	砂田健一郎	税務課長	竹林幸作
	会計管理者	中野新吾	監査委員事務局長	江口智行
	日生総合支所長	大道健一	吉永総合支所長	金藤康樹
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○石原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

本日の委員会は、市長公室・総務部外関係の議案の審査と所管事務調査を行います。

議案の審査を終えましたら、報告事項、所管事務調査を行います。

それでは、直ちに本委員会に付託された議案の審査を行います。

それでは、議案審査に入ります。

***** 議案第72号の審査 *****

まず、議案第72号備前市防災行政無線・農村情報連絡施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、審査を行います。

議案書の2ページをお開きください。

議案につきましての質疑を行います。

○掛谷委員 なぜ教員住宅じゃなくて、西小学校に移設するのかについて、まずお聞きしたいと思います。

○藤田危機管理課長 私の担当ではないんですけど、教員住宅を撤去後、用地を売却すると聞いております。

○掛谷委員 ということは、売却するためにそれが邪魔なという意味でしょうか。売却するときにそういったものがあると、しにくいということですか。

○藤田危機管理課長 はい、委員のおっしゃるとおりでございます。

○掛谷委員 はい、わかりました。

もう一点。同報系を配置するために防災行政無線のいろんな子局をつくらなきゃならないという中で、どれぐらいの予算だったのかわかれば教えてください。

○藤田危機管理課長 予算額につきましては、166万4,000円でございます。契約額が162万円ということでございます。

○掛谷委員 これは、いつまでに完了すべきことと考えていますか。

○藤田危機管理課長 工期につきましては、今月末でしたけれど、きのう完成検査の立ち会いをしておりますので、既に供用開始できるようになっております。

○石原委員長 ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これより議案第72号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第72号の審査を終わります。

***** 議案第73号の審査 *****

続きまして、議案第73号備前市地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして審査を行います。

議案書の11ページでございます。

質疑ございましたらお受けをいたします。

○掛谷委員 これも本会議で質疑があったんですけども、企業が地方へ本社を移転する場合に税上の優遇を受けられるというようなことだったと思いますが、今のところそういうところはないという答弁でありました。

1点目は、どれぐらいの減免をされるのか。

もう一つは、地方移転についての働きかけなりをやられたかどうか。今後もやられるんかどうかについて、2点をお聞きしたいと思います。

○竹林税務課長 まず、1点目の減免額についてでございますが、不均一課税ということで、3年間予定しております。まず、1年目で言いますと、通常1.4%というのは固定資産税の税率ですけれども、1年目がゼロ%、2年目が0.175%、3年目が0.35%ということで税率を軽減していく予定にしております。

今後の対応についてでございますけれども、企業誘致の担当であります産業観光課が窓口になって県等の企業誘致担当と連携しながら、減額の認定がされた場合には、特例の適用をしていきたいと考えております。

○掛谷委員 減免について2年目から3年、それ以降についてはないということなんですかということと、各自治体で減免率は変えられるのか、その辺も詳しく教えてください。

○竹林税務課長 まず、国の制度上、3年間減収額に対して交付税の補填措置があるということで、制度としては3年間ということをやりたいと考えています。

また、その補填率というものを基準に自治体で設定できるようになっておりますが、おおむね同様の率になるかと考えております。

○掛谷委員 自治体である程度プラスアルファもできそうなんですけども、本社機能をこちらに移転するときには、今の答弁では、誘致がしやすいようにかさ上げすることも可能であると思います。そういうときには、そういうお考えもあるのかなと思いますけど、どうなんですか。

○竹林税務課長 備前市でのこの税率といいますのは、現状で言いますと、県内でいうと低目の率ということで、他の自治体よりは優遇された率だと考えております。

○掛谷委員 最後、県との連携という話があつて、岡山県内では、例えば高梁市とか、成功事例というのが何件かあったと思いますけど、わかりますか。

○竹林税務課長 県内での実績状況ですけども、本社機能を移転した事例は1件お伺いしており

ます。ただ、全国的にも進んでいないというのが現状のようです。

○川崎委員 3年間に限るんですけど、末端自治体で判断できるのであれば、周辺との横並びじゃなくて、ある程度差別化する意味ではゼロ%を3年間続けたほうがより誘致しやすいんじゃないかな。というのが、確かに営利企業というのは利益追求なんですけど、現実には民間の社会福祉施設というのは、たしか固定資産税が免除のはずなんですよ。やっぱりそういうことを考えると、単に福祉施設だけが地域社会に貢献しとんじゃなくて、営利活動をする民間企業だって雇用確保、雇用確保ができれば地域内の購買力が高まる、それから将来の固定資産税と、いろんな意味で本社が移れば納税義務も生じて法人税も入ってくるんじゃないだろうし、そういうことを考えれば、福祉施設以上に、私は日ごろから企業誘致のほうがメリットはあると捉えとんですよ。直接の住民福祉ではないですけど。そういう意味では、福祉施設が事業活動をやめん限りずっと非課税だという現状を考えると、余りにも差があり過ぎると。こういった、国からある程度の援助があるなら、3年間ゼロ%して、少しでも近隣に来る企業があるとしたら、それを備前市に来てもらうように、少し税制面ではより差別化した対応をやるべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○竹林税務課長 先ほども申し上げましたけども、県内の自治体の中では、現状でもある程度優遇された率でございます。本制度以外にも本市は過疎地域指定をされていますので、過疎地域の固定資産税の特例も場合によっては適用可能ということで、こちらは課税免除というような格好にはなっておりますので、そういったものも活用をしていけたらと思っております。

○川崎委員 ちょっと違う視点からそう言われると、どっちを適用するんかと。ゼロ%があるんじゃないたら何もこれをどうだこうだということじゃなくて、過疎地域であるところへ本社が来るんなら、ずっとゼロ%を適用したらいいんで、あえてこうするのは、ゼロ%も要らんけど、こういう減免率なら本社を移してみようかという中間的な企業があるという捉え方したらいいんですか。過疎地域指定があるなら、全部ゼロ%で企業誘致することこそ人口減対策とか地域活性化にとって最もプラスだと思っんですけど、いかがでしょうか。

○竹林税務課長 先ほど申し上げた過疎地域の特例ですけども、これについてはちょっと対象業種というのが限られていまして、そういったもので拾えないケースは今回の制度等を活用いただけたらというふうには思っております。

○川崎委員 国のやることはようわからんのじゃけど、業種によって差をつけるというのは、私には理解できない。どの業種であろうが民間であれば地域に来てくれれば、雇用確保と物流、そういう面でのサービス業にとっても活性化につながるし、もう最大のメリットは人口増につながるんじゃないかと思います。備前市は特に人口減が激しいですから。だから、国のそういうのは適用した業者はそれで結構だけど、適用外の業種の企業については、やはりゼロ%にして、本当に備前市へ来て頑張ろうというぐらい差別化してもいいんじゃないですか。何ぼこう下げたからというて、一社でも来なければ絵に描いた餅でしょう。より備前市に来ていただこうとすれば、より周辺と差別化した優遇税制というか、ゼロ%にすることが、私は大切だと思うんで。本気で

誘致する気なら、やっぱり福祉事業と同じようにゼロ%で、福祉事業は永遠でしょうけど、3年間という限定なら3年間ぐらいゼロ%で我慢していただいたって、4年目からは固定資産税が入るなら、十分3年間のデメリットはカバーできると思うんですが。そういう勇断はできないんですか。再度答弁をお願いします。

○**竹林税務課長** 今回の軽減率については、あくまで国の交付税の補填率を基準に設定させていただいております。また、今後、他の自治体の動向を見ながら研究させていただきたいと思えます。

○**川崎委員** 備前市独自で、企業誘致のための団地造成はしていますけど、やっぱり独自に来るとなれば、単なる耕作放棄地や農地ということで、ほとんど固定資産税もかからない土地を3年間我慢して本当に本社が来て企業活動をやっていただけるなら、その後は宅地並み課税ということで、4年後から固定資産税が入るわけだから、もう少し長い視野で考えたら、お隣とちょっと差をつけたら来るんじゃないかというような甘い考えじゃなくて、やっぱり備前市は2割しか平地がないわけで、その2割の狭っ苦しいところに来ていただけるというのは、1つは国道2号がある、山陽自動車道が通ると、それとブルーラインを最大限利用していただくような企業に来てもらうしかないんだから、抜本的な優遇措置をやって、一件でも二件でも、県下で1件みたいな議論じゃ何にもならんわけで、大概総社市、岡山市、倉敷市へ行くに決まっとなんかから。もう少し地理的ハンディをカバーするにはどういう抜本的政策が必要なのか、そういう意味でも本気で税制優遇政策を抜本的にやるというような意気込みを示していただきたいということを要望しときます。

○**尾川委員** これはあくまでも本社機能の移転を促進するという目的なんじゃけど、条例の改正と動いとるところは担当が違うと思うんじゃけど。その本社機能の移転というのは、どういうメリットがあるわけ。それで、結局話を聞きよったら、余り効果ねえけど、ただ交付税が措置されてというだけのことで、余り積極的に本社をこっちへ持ってこうという意欲が感じられんんじゃないけど。その辺、じゃあ本社が来たらどんなに変わるんかということをやっと説明してもらいたいんですけど。

○**竹林税務課長** 本社機能ということで、中身としましては、機能的なものとして上がっていますが、調査企画部門とか経理部門を移転した場合ということになっております。あと条件として、新規の雇用者が10名以上、こういったところで、一番は地域の雇用をふやしていくというのが制度の狙いと考えております。

○**尾川委員** いやいや、備前市として本社が来たら何のメリットがあるのかなというのをちょっと整理してほしいんじゃけど。10人とかいうのは、こういう条件を満たしてくださいという話じゃろう。じゃあなしに、備前市としてどういうメリットがあるかということ聞きようわけ。

○**竹林税務課長** 機能に移すに当たってある程度の投資額というのが出てきますけれども、それに対して固定資産税を軽減するようにしていますけど、固定資産税の増収、それから法人税、そ

ういったものの増収も考えられるかと思えます。

○尾川委員 ただ言いたいのは、国が変えたから変えただけじゃなしに、企業誘致とは違うけど、企業誘致の観点から本社機能をどういうふうに持ってくるか、今言う雇用の問題だったり、経理企画といういろんな部門が来てくれりゃええ。じゃあ、今こっちへ会社があつて、本社機能を持ってきそうな会社へ働きかけしょんかな、担当が違うけど。

○竹林税務課長 こういう制度自体の担当窓口は産業観光課になりますけども、ある程度そういった活動というのはしているんじゃないかと思われまますので、そういったところとも連携しながら、話があれば特例が適用できればと考えております。

○尾川委員 繰り返して同じことを言うけど、要はこういう制度を備前市としてどう活用していくかということを考えてほしい。例えば、家建てるのに100万円を出すのと同じなんですよ。じゃから、このときに何か手を打って、この条例へ上乗せする、その金はどうするんかという問題があるけど、要するに企業誘致と同じようなもので、その範囲を広げようとしようるわけじゃから。その趣旨に沿って、県がどうのこうのというより、備前市としてどう動いていくかということをもっと前向きでやってほしい。会社の本社を連れてくるということじゃからな。例えば、具体的に品川の本社を持ってくるとか、極端な話、そういう話だと思っている。そのためにどう条件を整備したら来てもらえるか、備前市としたら何のメリットがあるんかということをもう少し認識して対応してほしいと思う。ただ単に、法律が変わったから変えるというんじゃなしに、どうせ動かんけど、何かメリットをそういう本社機能、あるいは官庁をもう少し地方へ分散と言ったって、なかなか備前市へ来てもらえん、文化庁1つ京都へ行くのでもあれだけもう大変問題なんじゃから、それを本社をどうやって持ってくるか、持ってくるためにどうしたらいいかというのを、もっと考えてほしい。

○佐藤総務部長 この制度は、東京一極集中を是正しようということが始まりでございます。ということで、国のほうで地方再生計画を認定された都道府県の計画に対してそれにのっとって本社機能を移転してくる場合には、この制度の適用があるというようなものになっておりまして、本社機能を移転すると、人がついてやっぱりこちらのほうへ移転してくると思えますので、新たな人の流れが生まれてくるということにもなりますし、また当然法人市民税というのは、その市町村に従事する従業員数によって案分されますので、本社が移転してくるということは、そこに対して従業員数がふえて東京へ案分して配分されていたものがこちらにもたくさん入ってくるというメリットもありますので、やはり本社機能を移転していただけるというのは、それなりにメリットがあると思えます。先ほどの答弁と重なりますけれど、産業観光課とも連携して、できるだけ本社機能、もちろん企業誘致の一つにはなるんですけど、本社機能もさらに移転していただけるような、そういったような取り組みを行うように協議してまいりたいと思えます。

○尾川委員 具体的に言うたら、例えば黒崎播磨の下請け会社があつて、恐らく八幡が本社だと思う。でもほとんどこっちへおるんじゃから、それならこっちへ移ってくださいというアクションをとってほしいと言ようるわけ。そのためにはどの条例を整備したらええかというのを考えて

ほしいと言わるわけじゃ。ただ単に変わったから変えてどうの、3年ならただにするとか、極端な話じゃけど、よく内部で検討して、具体的な動きをしてほしい。この条例とちょっと議論が違うけど、条例の整備という面でちょっと言いたい。

○佐藤総務部長 具体的な企業のお名前も出たわけなんですけれども、情報としていただきましたので、産業観光課にもその旨を伝えまして、働きかけてまいりたいと思います。

○掛谷委員 これは、やはり岡山県で1件しかないというのは、なかなか厳しいなというのが現実です。やはりこれは商工会議所や商工会、本気度がどこまであるのかということなんです。こういう制度も商工会議所や商工会は知っとられると思います。そういうところと担当が話し合いをしたのかどうか。その中でリストを挙げて一緒に連携しながら協働でやった中で、できなかったというのはまだしも、恐らく指をくわえて待っていたと言ったら言い過ぎですけども、多分市としてはほとんどアクションを起こしていないと思うんですよね。そういう一つ一つのことについて、やはりきっちりこれはこうやったけどできなかったというのはいいんだけど、そういう取り組み姿勢が問われているのではなかろうかと思うんですけど、商工会議所や商工会なんかともお話ししたことがありますか。そういうこともやられましたか、どうですか。そういうことが大事じゃないかと思うんですけど。ここの部署じゃないと言われたら困るんですけど。そういうことは聞いていませんか。

○佐藤総務部長 委員がおっしゃられますように、商工会議所に一緒にやろうとかというような働きかけも当然考えられるわけですけども、具体的にどういう動きをしたかまでは承知しておりませんので、申しわけございません。

○掛谷委員 やっぱこれはどうしても横串の話になる。横串の話になると、単独の部署でやるようになってどこへいったかわからんというような話になって、やっぱり本気でその辺あたりは違う部署との関係があれば、プロジェクトまでは要りませんが、どこが担当なのかということも明確にしながら横串でやってもらいたい。副市長や市長にもそういうことをやりたいんですということを積極的にしてもらいたいなということを要望します。それは、何もこれだけじゃありません。いろんなことがあると思いますけどね。

○佐藤総務部長 横串ということですので、組織の中でも連携して取り組みに持っていきたいと思います。

○川崎委員 尾川委員が言われるんじゃけど、れんが関係、大体視察に行くと、備前はれんがで市場の7割を生産していると聞くが、それがもし本当にこの備前地域内で日本全体の耐火れんがが7割で6割でも、50%超えているのであれば、やっぱり本社というのは営業活動があるから大阪や東京にないといかんのかもわかりませんが、本当に地場産業を支えている耐火れんが関係等は、やっぱり本家をぜひ移転してほしいということは、本気でいくべきじゃないでしょうか。今後もやっぱり耐火れんがと備前焼というのは、もう地場産業では決定的な重要な度合いを占めとるわけだから。こういう国の動きがあるなら、絶好のチャンスと捉えて、単なる税制優遇だけじゃなく、今さっき言ったように本当に新築に100万円を出すんなら1,000万円じゃ

大した効果がないかもわからんけど、1億円というたらちょっと大変でしょうけど、雇員人数に応じて何らかの援助、誘致額を上げていくというようなことも、特に耐火れんが関係は主要な産業ではないかと思しますので、やっぱり戦略も明確にしてやるべきだと感じましたので、よろしくをお願いします。

○石原委員長 要望で。

この後、条例改正の可否が問われるわけですが、明後日の産業部の所管事務調査でもこの件につきましては、条例と絡めて取り上げていただいてもいいかなあと思います。

ほかに質疑ございませんか。

○土器委員 これができたら何社ぐらい該当するんですか。

○石原委員長 この条例での該当する本社機能移転の条件ということですかね。

答弁できますか。

○竹林税務課長 何社といますか、今の予定はないということなんですけど……。

〔「そうじゃなしなしに、アタックできる会社は何社ぐらいですかということ」と土器委員発言する〕

今、県のほうで全体的な地域再生計画というのがつくられていまして、それに基づいて先ほど申し上げました10名程度の新規雇用を条件に本社機能を移転した企業さんが対象になってくるということで、具体的に何社というのはないんですけど、そちらの条件にあった企業さんについて適用がされるということになります。

○石原委員長 よろしいかな。

○土器委員 よくわからないということなんです。把握できていないということなんです。

○竹林税務課長 はい、今の時点では未定です。

○石原委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第73号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第73号の審査を終わります。

***** 議案第80号の審査 *****

それでは、続きまして議案第80号平成29年度備前市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、審査を行います。

別冊の決算書249ページをお開きください。

一括して質疑をお受けしたいと思います。

○掛谷委員 それでは、財産収入で利子及び配当金、土地開発基金積立金利子76万円くらいあ

ります。これは収入されて、それが次のページの歳出、同じ額が繰出金とされています。このところについて説明をお願いしたいと思います。

○尾野田契約管財課長 まず、歳入は基金の利息が入ってきたものでございます。この利息を今度基金に積み立てるために開発基金繰出金ということで76万6,808円を繰り出すということでございます。

○掛谷委員 76万6,808円という結構な利子が入っていますが、もともとの原資は幾らだったんですか。

○尾野田契約管財課長 土地開発基金でございますけども、2億7,029万8,175円がもとの基金です。

○掛谷委員 利率は何%でしたか。

○尾野田契約管財課長 基金につきましては、この基金だけじゃなく一括でほかの基金も合わせて運用しておりますし、定期性預金とか債券とかいろいろございますので、何%というのはわかりません。

○川崎委員 大体駐車場収入の基金から積み立てが3,000万円か5,000万円あったのが、土地を購入したりして2,000万円ほどに減っている印象です。2億7,000万円というたら結構大きい金額で、やっぱりこういうのも本社機能だったらそんなに膨大な土地が要るわけじゃないし、10人程度以上だったら、100坪か200坪、駐車場を入れて10人分、最低10台分の駐車場を確保した事務所みたいなことになるわけだから。

何に使ってもええんかな、この基金というのは。

○石原委員長 基金の用途につきまして。

○尾野田契約管財課長 この基金は、市として先行して土地を取得する場合に使う基金でございますので、委員がおっしゃられたことに使えるかどうかについては、その都度検討になるかと思えます。

○川崎委員 いやいや、宅地を販売するための先行取得なのか、企業誘致など含めた先行取得なのか、検討せんとわからんような問題なんかな。ある意味で何に使っても2億7,000万円なら結構大きい金額だし、76万円の利息を稼ぐのもええけど、土地を取得してそれが売れば固定資産税となってもっと大きな金額が入ってくるだろうし、もう少しどういうふうに捉えたらいいんかなあ、この土地取得特別会計の意味を。

○尾野田契約管財課長 これは備前市が事業を進める上で先行して土地を取得するための基金であって、企業誘致のためではないと考えております。

○川崎委員 先行取得で企業誘致にもこの基金を使ってもいいんですかという質問じゃから、それはやる気になればできますよという答弁をいただければ一番いいんですけど。

○尾野田契約管財課長 この基金とすれば備前市が何かをつくりたいという場合に先行して土地を取得するという基金でございますので、企業誘致は、ちょっと難しいとは思います。

○川崎委員 だから、さっき単なる税制優遇だけじゃなく、やっぱり地場産業を中心に本社が

来ていないところがあるわけだから、そういうところへ働きかけるときに、本社を移転してもいいけど、備前市が先行して土地を取得してもらえますかといったときに、こういうお金が使えるかどうかという関連で質問しようるわけですよ。単に先行して土地を確保して何に使おうかというような、そんな悠長なことを聞いとるわけじゃないわけです。相手との交渉の中で、先行して土地を取得してくれたら、うちは事務所なり、土地も購入し、やりますよというような場合でも、基金だから即決で2億7,000万円は使えるわけでしょう。すぐそういう努力をさせてもらいますというふうにはいかないんですかという質問。

○尾野田契約管財課長 即決で使えるかどうかということでございますけど、これは基金の特別会計がありますので、やはり議会に諮ってということになるかと思います。この基金が企業誘致で使えるかというのはよくわかりません。

〔「はい、もうええわ。ありがとう」と川崎委員発言する〕

○掛谷委員 では、過去にどういった土地の取得をされているのか、お聞きします。

○尾野田契約管財課長 例えば、日生の架橋の土地、道路用地の土地とか、企業造成を香登でしておりますけども、ああいう形で市が先行して取得する場合には使うということでございます。

○掛谷委員 じゃあ、事例があるじゃないですか。

○佐藤総務部長 今、御説明いたしましたのは、事例としてお話ししたということとして、実際に使ったかどうかは別の話でございます。香登の企業用地の場合は、企業用地の特別会計で購入しているということです。

先ほど川崎委員がおっしゃられた先行取得ということで、市が何か事業をするために前もって取得するという場合には、この特別会計で取得する。そのための財源として土地開発基金から繰り入れて使うということは、できますけれども、それで先行取得して、本来の事業を行う会計に売らなければなりません。本来の会計ではそこで財源が必要になるという仕組みですので、もう単に先行取得するだけと、本来の事業をする場合、それはそれでまた別に予算なり財源が必要だということで御理解いただければと考えます。

○掛谷委員 例えば、備前市が図書館をつくりたいと。いい土地があった。それを先行取得したい。それは使えるという話でいいんですか。

○佐藤総務部長 地価が見る見るうちに上がっていた時代には、ある程度早目に先行取得といったこともする必要があったんですけど、今は逆でございます。きょうの新聞にも出ておりましたけども、下がっている状況でございますので、先行取得する意味がなくなっているというのが現状かと思っております。

○掛谷委員 そうするとこの意味合いというのが大分ずれてきているということで、ある意味では企業誘致も可能性があると思うんですよ。だから、これは特会ですけども、しっかりともう一回よく見直して有効に使えるように、よく検討してください。これは要望です。

○石原委員長 要望でよろしいですか。

〔「はい」と掛谷委員発言する〕

ほかに質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第80号の採決を行います。

本決算を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第80号は認定されました。

以上で議案80号の審査を終わります。

***** 議案第81号の審査 *****

続きまして、議案第81号平成29年度備前市三石財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、審査を行います。

決算書の265ページでございます。

質疑がございましたら、お受けをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第81号の採決を行います。

本決算は認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第81号は認定されました。

以上で議案第81号の審査を終わります。

***** 議案第82号の審査 *****

続きまして、議案第82号平成29年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、審査を行います。

同じく決算書の281ページでございます。

○掛谷委員 293ページの林業費、委託料、間伐事業12万4,200円、これは毎年ですけれども、内訳をお願いします。

○金藤吉永総合支所長 内訳というよりも、吉永町多麻の山林でございまして、0.6ヘクタールを行っております。事業費が12万4,200円ということになっております。

○掛谷委員 これは、何人ぐらいがどれぐらいの期間でやっているんですか。

○金藤吉永総合支所長 美作東備森林組合へ委託してございまして、29年12月20日から30年2月28日までの期間で行っております。延べ人数というのは、把握しておりません。

○掛谷委員 森林組合にお任せということなんで、1人当たりの単価ということ、もう少し詳細につかんでほしいと思います。

○金藤吉永総合支所長 見積書がございしますが、1ヘクタール単価で出ておりますので、作業員が何人というのは把握できません。

○掛谷委員 というのは、やっぱりほとんどが人件費ですよね。やっぱり1人の1時間当たりの単価が基本になって、これだけのエリアだったら幾らという算式でしょうけども、そこをしっかりと見ていただきたいと。要望です。

○石原委員長 はい。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第82号の採決を行います。

本決算は認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第82号は認定をされました。

以上で議案第82号の審査を終わります。

***** 議案第93号の審査 *****

続いて、議案第93号備前市過疎地域自立促進計画の一部変更につきまして、審査をいたします。

再び議案書にお戻りいただいて、30ページでございます。

質疑がございましたらお受けをいたしますが、いかがでしょうか。

○尾川委員 この過疎計画というのは、国へ通る話なんですか。

○岩崎企画課長 過疎計画の策定につきましては、財政上の特別措置を受けるためにその計画に事業をのせておかないといけないという決まりがあります。そういうことで、該当する事業があれば計画にのせていくわけなんですけれども、県全体での過疎債を借り入れする限度額がありまして、その中で各市町村に配分されるという形もとってあります。ですので、当初の段階ではこの事業にこれだけの対応ができるということをなかなか判断が難しいという状況がありまして、今までのその計上の仕方については、後追いである程度決まったものについて計画に上げさせてもらっているという状況があったように思います。今回も同じように、当初予算の中で事業認定をいただいている事業につきまして、起債申請を行い、その枠がとれるということもありまして、今回計画に上げさせていただいているという状況であります。

○尾川委員 過疎債というたら有利な起債という理解のもとで、そんなに事業の内容をチェックせずというふうな流れになる可能性がある。公平性の問題があったり、本当にどういうふうな形で仕事が進められとるかというのが一番気になる場所なんです。そりゃあ市としたら、過疎債を使って、過疎も備前市全体になって、バランスはかなりとれてきたんですけど、以前は日生だけが過疎地域だって、旧備前、吉永も当然過疎じゃったんじゃないかと思うんだけど、どうも過疎じゃなしに事業を進められてきたということになっとるようで、だからその辺のもう少し精査したものを、やるということ、今回の事業は34ページの事業内容の下線があるものだけなんですけど、今後の計画、予算というのは何ぼでもいいということですか。そしたら、本当に県で

合算して取り合いしてとれたら市へ回ってくるという考え方になるんですか。

○岩崎企画課長 議員おっしゃるとおり、旧日生町では平成12年から過疎地ということで対象になりました。旧日生地区においては、辺地債でいうと架橋があったんですけども、なかなか過疎債に対応できるような公共下水道ですとか、そういった大きな公共事業なかったということで、平成26年から備前市全域になってきますと、公共下水道ですとか、吉永町の特定環境保全公共下水道ですとか、大きな事業に充てられるというようなこともあります。ただ、公共下水道などで使われる起債の額と実際にその過疎債で割り当てられる額というのにかなり差がありますので、そういったところをどの程度見込んでいくか、その補完を全体としての過疎債に適用できる事業がほかにもあるのかというようなところで、財源的な調整も加味しながら検討していかないといけないという問題があります。

○尾川委員 そりゃあ今全体的な予算というか、事業計画というのは、ブロックで出てきたら考えるというか、事業はある程度考えとんじやろうけど、金が出てきたらつないでいけえでいきょうというのが実態なわけ。意味わかる。

○岩崎企画課長 適債事業になるものがあって、そういうものがあればそれを優先的に使っていくということになろうかと思えますし、ただ公共下水道ですとか大きな事業については、そこにも幾らか入れないといけないという問題もあろうかと思えますので、いろいろ調整しながらというようなことになるかと思えます。

○尾川委員 例えば35ページの校舎を見たときに、このリストに上がらずにほかにも校舎の長寿命化をやったところもあると思うんですよ。例えば、プールにしても、伊部小学校はここへ上がってきとる。何かちょっと一貫性がないような気がするんだけど、どうなんですか。

○岩崎企画課長 最初の御質問にもお答えしましたように、今までの計上していく流れといたしましては、後追的な、ある程度過疎債で採択していただけるような事業を計上してきたという流れがあります。ですから、同じような事業につきましても、これは入っているけど、あは入っていないということが起こっているというのはあろうかと思えます。

○尾川委員 要はもう少し明確にしてほしい。地区別にちょっと区分してもらいたい。そこがまた過疎債の区分と全体的事業の区分とそごが出てくる可能性もわかるわけだけど。ただ、過疎債というたら錦の御旗みたいな感じがして、何か議論が細かいところまでいかんというところが非常に何かむなしいうか、どうしようもないんかなという感じがあって、もっと議論して実施することにつなぎたいと思う。

○岩崎企画課長 例えば、過疎債のこしは1億円だったとします。それを今回は公共下水道に全部使ってしまったということだと、その地域として、過疎債をどこへ使ったかという意味が余らないということになりますので、一覧として出しても全く意味がないものだと思っております。

〔「もうええわ」と尾川委員発言する〕

○石原委員長 終わっていいですか。

○尾川委員 はい。

○掛谷委員 済みません。そもそもこの単位は何ですか。単位が出てない。

○岩崎企画課長 済みません。1,000円だと思います。

○掛谷委員 でしょう。単位が円だったらもうほとんどない。はい、それで、結局下線のところの根拠というのは、どこから導き出してされたのかお伺いします。

○岩崎企画課長 過疎債へ申請させていただきまして、今回の対象事業となったということで、その部分を今回の計画へ計上させていただいております。特定環境保全公共下水道事業などにつきましては、大きな事業でありますので、これはもう大きな枠をとったという意味合いにはなるかと思っております。伊部小学校と備前中のプールにつきましても、起債申請をさせていただきまして、そこで該当になるということでの計上です。

○掛谷委員 追加でいいんです。ただ、ちょっと気になるのは、中学校のプールの解体というのは聞いておまして、伊部小学校は小学校だから解体しながら更新をすると、1億1,250万円が平成30年度に採択された場合はできませんよね、時間的に言っても。特に伊部小学校の更新、これはどういうふうに考えとんですかね。

○佐藤総務部長 伊部小学校のプール更新事業につきましては、当初予算で計上されていると思います。今設計しているところでして、近々発注されるのではないかとと思っております。

先ほど、過疎債の申請をして、借りられるようになりましたよということでこの計画に計上しているという説明をさせていただきました。過疎債が借りられるようになるということは、やはりそれだけ有利な財源が確保できるということですので、そのあたりは御理解いただけたらと思います。

それから、以前は合併特例債が使えるものは合併特例債を優先的に使ってきたということがありますので、そういったものはこの中には載っていないということがあるかとは思いますが。これからは、合併特例債ももう金額的にも残りが余り少なくなってきましたので、どちらかというところ過疎債にシフトしていくのかなという感覚は持っております。

○掛谷委員 私が懸念しているのは、過疎地域指定というのは、日生町が、備前市もなったと、恐らく人口減少、日本全国、特に地方は過疎地域になっていきようるわけです。その中で、分捕り合戦がなかなか厳しくなってくると、過疎債そのもの自体が全国に展開されていくと、政府もそれはもう何ぼでもというわけにいかんという懸念があるんですよ。そしたら、この過疎債は岡山県の中で枠があって、備前市がいただけるのも、だんだん厳しくなってくると私は思うんですよ。対象は広がるけど、実際それを獲得するのは難しくなってくる。それをどう考えるかというところがあるんですけど、今後はどうなのかというところをお聞きしたい。

○佐藤総務部長 委員のおっしゃるとおりでして、全国で総額が決まっています、それを全国の過疎地域で分け合うということにはなるので、やはり頭打ちといいますか、本来であれば100%充当なんですけれども、90%しか枠がなかったというようなことは、以前からありました。これからもそのとおりだと思います。ですから、こちらがやりたいという事業がたくさんあ

ったとしても、やはりそこは厳選して優先順位をつけて申請していくということになるんじゃないかと思います。

○掛谷委員 変更後に概算事業が年度年度にありますけども、県はこの過疎事業そのものをいつ決定されるんですか。県の来年度予算が決まった時点でこちらに通知があるのか。こういったタイミングですか。

○佐藤総務部長 県から起債について同意というものがいただけるんですけど、こちらは毎年3月の末ごろになると記憶しております。事業そのものをしていくのは構いませんよということではあるんですけども、正式に同意というのは3月の末ごろということでございます。

○石原委員長 ほかに質疑はよろしいか。

質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これより議案第93号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第93号の審査を終わります。

ここで委員会中途ですけれども、しばらく時間たちましたので、休憩としたいと思います。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

○石原委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 報告事項 *****

これよりは、執行部からの報告事項をお受けしたいと思います。

○岩崎企画課長 企画課から2点報告させていただきます。

まず1点は、昨日18日になりますけど、旧日生南小学校体育館におきまして、備前市と特定非営利活動法人国際ボランティア学生協会との間で、包括連携協定を締結いたしました。略称IVUSAと申しますけれども、このIVUSAは国際協力、災害救援、環境保護、地域活性化、子供の教育の支援の5つの分野で大学生が主体となって国内外で活動を行っているNPO法人でございまして、この協定によりまして、地域が抱える課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、教育に関する大綱の見直しについて御報告申し上げます。

まず、青山議員の一般質問でもお答えしましたように、教育に関する大綱は総合計画と同様に市長が定めるものとなっております。また、既に後期基本計画の策定によって教育に関する重点施策が承認されていることから、今回の大綱がなすべき役割といたしましては、これに記した内容について市長が教育委員会、教育長と連携しながら重点的に施策を推進するという意思表示になるものと考えております。

大綱の見直しプロセスにつきましては、新教育長の就任を受けまして、5月に第1回の総合教育会議を開催いたしました。教育委員の方々に見直し方針を提案し、前大綱の課題や現状などを御協議いただきました後、見直しを行うことに御理解をいただいております。

会議では、学びのまちの考え方を市長と教育委員、教育長が共有いたしまして、全体の構成や理念である「すべては子どもたちのために」の考え方などを御協議いただきました。それを受けまして、総合教育会議事務局である企画課と教育委員会事務局が共同提案に向けてすり合わせを行いまして、原案を完成させ、8月28日の第2回総合教育会議におきまして、原案におおむねの御承認をいただきました。よって、10月1日から1カ月間のパブリックコメントを実施したいと考えておりまして、11月にはその御質問への回答、修正などを加えた後に、12月議会におきまして成案を御報告し、市民の皆様へ公表する予定としたいと思っております。

その原案につきましては、お手元へ配付させていただいております。変更点を中心に概要の説明をさせていただきます。

全体のページ数の変更は、ございません。

前回と大きく違いますのは、基本理念の「すべては子どもたちのために」の前に、前文を挿入し、既存の後期基本計画で定められた基本理念や目指す将来像が教育に関する大綱の趣旨であることを明確にしているところでございます。あわせて、備前市が支える市民の学びにおいて大切にしたい要素として、主体的であること、協働的であること、実践に結びつけることをもって取り組む方向を示しております。また、基本理念である「すべては子どもたちのために」については、教育委員から教育の目標や取り組み内容など、教育大綱の記載内容が網羅的であって曖昧であるとの御指摘もいただいたことですから、教育の目標である「生きる力」の中でも特に大切にしたい力として、「学ぶ意欲」、「他者と協働する力」を目標として補足させていただいております。また、重点取り組み方針につきましても、「学ぶ意欲の育成」、「他者と協働する力」、「学びを支える環境整備」という形で、目標との対応がわかるようにした上で、ごらんのとおり精選させていただいております。

以上でございます。

○大道日生総合支所長 日生総合支所からも2点御報告いたします。

資料は、お手元に配付させていただいております。

まず1点目、落雷による日生総合支所電話交換機の故障についてでございます。

発生日時は、去る8月31日金曜日午後4時ごろで、この落雷により支所の交換機1台が全損いたしました。損害は、この更新費用として約60万円から70万円程度で、この部分については保険対応されます。また、落雷による故障はないものの、交換機の全損により現在ではこの互換機能がある交換機がないとのことから、既設の電話機30台が使用不能となります。総合支所の現状にあわせ、今後新設する電話機を17台程度と見積もり、この費用約五、六十万円は保険対象外で、単市の負担となります。現在は、メーカーの在庫をお借りし、仮復旧中ではありますが、この交換機も中古のため、いつ壊れるかわからないとのことで、早急に復旧する予定で現在

進めているところであります。

次に2点目、日生港定期船待合所の損壊についてであります。

経年劣化と高潮等の影響により、損壊が見られ、倒壊のおそれがあることが判明しました。当該待合所は、昭和63年12月5日に竣工、木造平家建て、面積は12平米、損壊の程度でございしますが、基礎の亀裂、棟の傾き及び屋根の一部損壊があり、全体に北側、国道方面へ傾斜をしている状態です。緊急対応として、現在は立入禁止措置をとっています。今後の対応については、検討中ではありますが、いずれにしましても費用等が発生する場合には、その際にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○初治ふるさと寄附担当課長 それでは、ふるさと納税について説明させていただきます。

9月11日に、突然野田総務大臣のマスコミ報道がありました。内容としましては、ふるさと納税制度の趣旨に反するような過度な返礼品を送付し、制度の趣旨をゆがめているような団体は、ふるさと納税の対象外にすることもできるよう、制度の見直しを検討することとしましたとの会見発表がありました。翌12日の新聞に大きく掲載され、全国1,788自治体のうち3割を超える返礼品を送付している団体は246団体、地場産品以外の物を返礼している団体は190団体のうちに備前市の名前も掲載されております。合計、該当しているのが436団体ということになります。

同日、岡山県からメールで通知がありまして、市長にも見ていただいております。翌13日に、岡山県の市町村課長に相談に行きまして情報を入手したところ、高額の寄附を受けていて見直しを行わないと表明している団体が12団体ありまして、そこが引き金になっているのではないだろうかという話でした。以前6月22日に、県に地場産品について協議に行きました。その際には、今年度は3割を超えている返礼品についての見直しを強化するという話でございました。その本題としましては、寄附をしても税の優遇措置を受け入れられなく仕組みを法制化するという見直しの対象になる時期はいつなのかということを探ねたところ、今回は総務省も強気になっているらしく、別添のとおり、議長宛てに依頼も来ているところでございます。総務省は、再度11月1日の調査時点で見直しを行ってない自治体は、対象にされる可能性があるため、見直しを前倒しするようアドバイスをいただきました。翌14日に、ふるさと納税推進事業審査会を行い、内容を協議し、来年度、備前市に寄附をしていただいた方に迷惑をかけることから、見直しを前倒ししまして、10月末で実施するよう承認をいただきました。本年6月18日の総務産業委員会の報告事項におきまして、見直し時期を12月末と説明いたしましたが、見直しを10月末に変更させていただきたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、今週中に各事業者の商品内容の通知を行い、10月上旬に説明会を行いたいと考えております。

以上でございます。

○高見秘書広報課長 秘書広報課から1件御報告させていただきます。

備前楷の木賞につきましては、本年度が初年度でありますので、資料としてお手元に募集要項（案）を配付させていただいています。本年3月に条例制定と予算計上をさせていただいておりましたこの事業は、本年度の米百俵基金繰入金充当事業の一つとして、人づくりの取り組みに感謝するというものです。

目的及び賞の種類は、条例規定によるものです。

副賞として、図書カードを予定いたしております。

募集期間を11月から12月の2カ月間とし、広報、ホームページ等で募集を行い、選考委員会において受賞者を選考いたします。

選考に向けましては、評価コンセプトにより評価項目を設け、行うことといたしております。

表彰式は、平成31年3月16日開催予定の閑谷早春を愛でる会において、講堂で表彰する予定で進めております。今後も、関係者協議を行い、事務内容を精査して進めてまいります。

以上で報告を終わります。

○藤田危機管理課長 危機管理課から、8月の台風第20号、9月の台風第21号に関する報告をさせていただきます。

資料の1ページをごらんください。

まず初めに、20号についてですが、雨量は8月23日16時から24日2時まで、各箇所でも26ミリから30ミリの累積雨量でございました。

被害状況につきましては、人的被害はなく、家屋被害では、床上浸水が2件、床下浸水が48件で、被災地区につきましてはごらんのとおりとなっております。

避難所につきましては、17カ所、8月23日15時15分に開設しまして、24日3時30分に閉鎖しております。ピーク時は、23日22時から23時で32世帯42人の方が避難されておりました。

次に、災害対策本部等の災害対応経過を以下のとおり記載しております。

22日14時に第1回目の風水害対応調整会議を開催しまして、以降、要所要所で7回の災害対策本部会議を開催し、避難準備開始や勧告の発令、災害対応の協議などを行っております。詳細は、後ほどごらんいただきたいと思います。

資料の3ページをごらんください。

21号についてですが、雨量は9月4日10時から17時まで、各箇所でも47ミリから50ミリの累積雨量でございました。

被害状況につきましては、人的被害はなく、家屋被害では、床上浸水が2件、床下浸水が47件で、地区につきましてはごらんのとおりとなっております。

避難所につきましては、沿岸部の10カ所、9月4日10時25分に開設しまして、19時に閉鎖しております。ピーク時には、13時から15時で、6世帯7人の方が避難されておりました。

次に、災害対策本部等の災害対応経過を以下のとおり記載しております。

3日16時に第1回目の水害対応調整会議を開催しまして、以降、6回の災害対策本部会議を開催し、勧告等の発令、それから災害対応の協議などを行っております。詳細は、後ほどごらんいただきたいと思います。

○河井総務課長 総務課より、本市の障害者雇用について御報告させていただきます。

皆様、マスコミ等で御承知のとおり、国や地方団体におきまして、障害者の雇用の促進に関する法律に基づく障害者の雇用率を不適切に拡大解釈し、水増しを行っていることが全国的な問題と今なっております。

本市におきましては、報道されているような不適切な水増し行為はございませんが、毎年6月1日を基準としまして、国のほうへ報告しております本市の雇用率、こちらのほうが国の基準を現在達成していないというふうな状況になっております。こちらのほうは、退職者等で雇用率が下がったという現状と、それから30年4月1日より、国の示す雇用率が上がったということがあわせまして現在達成をしております。労働局等の指導のもと、現在基準を達成するために障害者雇用のほうを進めているところでございます。9月1日でお一人雇用し、10月1日でもさらに雇用する予定としております。今後も、引き続きまして基準達成に向けて努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○馬場地方創生推進担当課長 企画課のほうから、カラーのチラシをお手元に配付させていただいておりますが、「NIGHT BAR BIZEN STYLE」の開催について説明いたします。

来月10月5日金曜日でございますが、飲食イベント「NIGHT BAR BIZEN STYLE」が開催されます。

このイベントにつきましては、「Team RESAS」提案事業のうち、プレミアムフライデーナイト、通称プレ金ナイトを実現するものでございます。

プレ金ナイトにつきましては、昨年開催されました地方創生政策アイデアコンテスト2017におきまして、備前市から提案し、優秀賞を受賞した政策アイデアの一つであります。備前市の市民と備前市への通勤者をターゲットとして、楽しむ場、出会いの場、交流の場を創出し、市のイメージアップを図ることで、滞在時間の増加や定住人口の増加につなげることを目的とするものでございます。

今回のイベントにつきましては、実行委員会を立ち上げ、チラシの下段に記載しております各種団体に御協力、御協賛いただくことで、ようやく開催できる運びとなりました。また、会場につきましては、包括連携協定を結んでおり、実行委員会にも参加いただいておりますミサワホームさんに香登の岡山工場の一角を無料で提供いただいております。今回のイベント1回だけで目的としている滞在時間増加や定住人口増加にすぐにつながるものではございませんが、改善を重ねながら今後も継続して開催できればと考えております。

市内への通勤者を含めてより多くの方に参加いただき、一人でも多く備前市のことをより好き

になっていただければと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、ぜひ会場までお越しいただき、イベントを盛り上げていただければ幸いです。

また、御意見、御感想などいただければ、今後の参考にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○砂田施設建設・再編課長 施設建設・再編課のほうから、新庁舎建設工事の進捗なり、課題、問題点等について御報告いたします。

お手元のほうに資料5枚組みで配っております。資料的には、中2部構成になっておりまして、庁舎下部構造工事の設計変更についてということと、これが3枚、それから庁舎下部構造工事の概要ということで2枚、計5枚で説明をいたします。

まず、下部工事の設計変更についてということなんですが、下部構造について少し説明いたします。

資料をめくっていただいて2ページ目のところを見ていただきたいんですけども、この上に図-3と図-4とつけております。図-3というのが、これは構造立面図ということで、南側から俯瞰した図面です。そこに下部構造ということで、ピンクに着色していますが、これが下部構造です。基礎ぐいとそれからくいで、あと地中ばり、この3つで構成されております。図-4には、これはスケルトン、透視図として3Dで表現したものをつけております。こういったものが地中の中に組み上がって、この上に建物ができるというふうなイメージでございます。その下、図-7、一番下にありますが、下部構造ができたときには、地盤少し織り込んで地中ばりであるとか基礎が入ってくるので、こういった形で見えてくるというふうなイメージでございます。

それでは、戻っていただきまして、資料を読み上げながら説明いたします。

建築主体工事で実施したボーリング調査等の結果により、以下のとおり設計変更が必要となっております。内容について記しております。

まず1、ボーリング調査の結果によるくい位置の変更です。

実施設計時では、既存建物、保健センター、福祉事務所があったことにより、地盤調査に制約があり、設計に必要な地盤情報を十分に得ることができていませんでした。くい位置の設計においては、実施できた4本、実際には6本しておりますけども、2本は北側で車庫倉庫棟の関連でしたものです。実質は4本で、暫定的に設計をしております。

建築主体工事の中で追加ボーリングを実施して、あわせて総合的にくい位置を決定することとしておりました。その下に、地層図をつけております。これは、その図-2のところ、くいの配置図ということで、これは真上から見た図面です。白抜きの丸、斜線が入ったりしておりますけども、これがくいです。それから、黒丸がボーリングの箇所になります。今回、このつけている地層図は、Y2通りということで、点線で囲っておりますこのラインの地層図ということになります。昨日ボーリングが終わったばかりで、まだ全て整理ができておりません。今できている

のがこのY2通りということですが。

図1の地層図について説明いたします。

ここで大きく特徴的なのは、マイナス15というラインが引いてございます。これから上は、ちょっと青っぽい色で示してございますけども、この上は堆積物です。それから下がもともとの地山になっています。この地山については、WRy-sとありますけども、ここからが岩が風化した土砂になっています。その下にさらに少しまだ層が残っていて、一番下、Ry-1というのが、これが基岩です。当初の設計、4本でやったときには、地盤情報からは、そこに青の一点波線で引いてございますけども、このラインが支持層になるのではないかというふうに想定しておりました。追加ボーリングと合せて、最終的には赤の一点波線で示しているライン、ここが支持層になるのではないかというふうに想定しております。

あと地盤の中で、情報として、一番上、ゼロとラインがありますけども、このゼロラインは、くいの一番てっぺん、頭のところがこのラインに来るということで、地盤はその上、もう二、三メートル、二メートル程度上がったところが現地盤となります。

くいを打ち始める場所、このあたりに少し軟弱な地盤が存在しております。これは、4本ボーリングしたときもわかっていたんですけども、この性状、物性については、その当時はちょっと把握しかねておりました。ボーリング調査の結果から、その下、液状化の可能性を有する地層ということを示しております。少し緑がかったようなラインを示しておりますけども。御留意いただきたいのは、この層が全て液状化するというのではなくて、この層の中に液状化する層が散見されるということでございます。

2ページ目です。

調査の結果から、支持層を当初設計時のマイナス17.6メートルからマイナス約24メートル程度に変更するというところでございます。

その次に、補助工法、オールケーシング工法の実施範囲の変更ということですが。

戻っていただいて、図-2を見ていただきたいんですけども、補助工法の適用範囲というのは、そこに青の一点波線で囲っている範囲、19本について、補助工法の実施を検討しておりました。

戻っていただいて、2ページ目の2のところですが。

実施設計時では、地盤情報の不足から、補助工法の適用範囲は、先ほど申しました19本にしておりました。確定できていないというような状況でございます。建築主体工事で実施した追加ボーリングでは、全数で転石を確認しています。その横に、図-5として地盤内の転石、これはイメージです。これは仮に透明な状態にして、下から見上げてみると、こういった形で転石がかなりの数あるというイメージを持っております。掘り出された地質資料、それからボーリングマシンのオペレーションから、人頭大以上の転石が広く分布しているという可能性が高いと推測しております。ということで、全数で補助工法の適用を想定しております。

そこで、くい工事の概要について説明申し上げます。

4 ページをお開きください。

新庁舎の下部構造は、くい、基礎及び地中ばりから成り、上部構造の荷重を適切に地盤に伝達するとともに、地震時に建物を安定させることを目的に設置されます。くいは、下部をコンクリート製節ぐい、上側が鋼管ぐいとなっており、節ぐいは鉛直下向きに作用する上部構造の上載荷重と地震時に鉛直方向及び上向き及び下向きに作用する荷重、鋼管ぐいは節ぐいへの荷重の伝達と水平方向に作用する地震力による曲げ破壊にそれぞれ分担して対応するハイブリッドぐいであります。くいの地盤内の建て込みは、プレボーリング工法、今回は特許工法としてHyper-MEGAという工法を使っております。地盤内に多数分布する、先ほど申しましたけども、転石がございます。これに対応するために、オールケーシング工法を補助工法として併用しています。くいの形というのは、下に図をつけておりますけども、その右端にあります、ちょっとブルーの濃い、ここが鋼管ぐい、その下のネズミ色、これがコンクリート製の節ぐいです。こういったものを地中に建て込むということになります。

施工手順としては、左から始まります。

まず、スクリーオーガーといってスクリーみたいな形をしたものを地盤に貫入させて、くいを建て込むための立て坑を掘進します。所定の位置まで届くと、それから少し先端部、くいスクリーオーガーの操作によって少し先端部を拡大します。これを引き抜いた後に、今度は一番右端ですけども、くいを建て込んでいくということになります。その下に写真ついております。こういったものを地中の中に建て込んでいく。コンクリート製のくいと鋼管ぐいについては、途中でつなぎを入れて一本にするというふうな工事になります。

くいを建て込んだ立て坑とくいの間の間隙には、安定液、セメント系の固化剤を入れて地盤と一体化させるといった工事になります。

地中障害物がなければ、これで建て込むことができるんですが、先ほど申しましたように、このスクリーオーガーでは、大きな石、岩を切ることはできません。したがって、次のページなんですけども、補助工法としてオールケーシング工法の導入をしております。

そもそもオールケーシング工法は、現場条件により既製品のくいを搬入できない、また地質状況からプレボーリング工法が施工できない場合など、現地で鉄筋コンクリートぐいを造成する工法として開発されたものです。地中に転石やコンクリート構造の遺構など、障害物があっても施工することが可能です。

新庁舎では、転石を貫通させるため、これは図1から3がイメージです。大きな茶筒のようなものをぐるぐる回転させながら先端にダイヤモンドビットがついております。これで地中のこういう石であるとか、コンクリート構造物を切断していくことができる工法です。

新庁舎の場合は、直径900ミリのこういった筒を貫入させていって、地盤の改良を図るということになります。所定の深さまで掘進して、構内の土砂を排出した上で、構内を貧配合のモルタルで置きかえを行いながら、ケーシングを引き抜きます。これが図4から5です。この人工地盤にプレボーリング工法、先ほどのHyper-MEGA工法で再度掘進してくいを建て込む、

こういった工法になります。

仮にオールケーシング工法で直接くいを造成すると、地震時の曲げ破壊に対応するために大口径とする必要があって、現行の工法に比して施工性、経済性に劣るといふふうに判断しています。これがくいの構造でございます。

戻っていただきまして、2ページの3です。

地盤から浅い層の土層改良の要否ということですが、

地表面付近の浅い地での地盤調査も必要でしたが、前述のような状況で必要な地盤情報が不足しておりました。建築工事の実施にあわせて試験掘りを実施し、根切りの安定性、根切りというのは、掘り込んで地中ばり、基礎を入れる部分です。根切りの安定性を検討するために、仮に試験掘りしてみて、湧水量や透水性の把握をしております。現地盤における地下水の影響を把握し、地盤の体力不足があるというふうに確認しています。こういった状況で大きな機械を載せると、片側に沈下するなどして、機械の転倒、そういったことが起こり得ます。今、くいの引き抜き工事で大きな機械が入っておりますけれども、やはり少し沈下しているような状況も確認しています。さらに、大きなそういうくい打ち機であるとか、そういった機械類が入ってくるということがございまして、施工の安全を確保する上では、何らかの対策が必要ではないかと考えております。

4番目です。

地中障害物の撤去、試験掘りの実施によって旧建造物の残渣、消防署等でございますけれども、の確認が必要でした。建築エリアの広範囲にコンクリートの残渣があることがちょっと確認されております。これは本来であれば解体工事のときに全部撤去するんですけども、どうもそれをまた埋め戻しというか、その現地の地盤の中に埋め戻しているというような状況が確認されております。基礎構造の築造のためには、支障があるために、こういった残渣については集積処分を進めることとしております。

それで先ほどの地中ばりのことについて少し説明をさせていただきます。

5ページの3基礎及び地中ばりの工事概要ということですが、

基礎及び地中ばりは、地盤の下に設置されて床を支え、力を伝達する建物にとって重要な構造部材です。基礎は、柱から伝達される上載荷重をくいに伝達します。基礎は、地震時にくいの上端に生ずる曲げモーメントを地中ばりに伝達します。地中ばりは、1階床の荷重を支え、保持します。地中ばりは、基礎と基礎を連結し、地震時にくいの上端に発生する曲げモーメントに対して、地中ばり相互に連携して対抗し、建物の安定性を確保します。

施工手順としては、まずはくいの設置、それから根切り、基礎、地中ばりで埋め戻しというような工程となります。

基礎、地中ばりは、鉄筋コンクリート構造で、現場で型枠鉄筋を組み立て、生コンクリートを打設して築造いたします。

これが地中ばり、基礎の概要でございます。

戻っていただきまして、3ページです。

変更内容のまとめということですが。

まず、くいについては補助工法、先ほど申しましたように、転石が多くあるということが推測されるということで、19本をほぼ全数施工するというふうな考えでおります。現在精査中ということで、変更後の金額、まだちょっと算定できておりません。

それから、Hyper-MEGA工法についても、施工前は17.62メートルの平均長さでしたが、およそ24メートルを少し超えるぐらいになるんじゃないかというふうに予測しております。これについても、工事費について現在精査中です。

それから、根切りの分、地盤改良ということで、約2,000平米、ちょうど1階の建物の建築面積を少し超えるものになりますけども、セメント系の安定処理をするのか、地下水位を下げて強度の確保を目指すのか、その検討している状況です。

残渣処分については、まだ全部掘り切れてない部分もございまして、全体数量については今精査中です。ということで、変更後の金額も今ちょっとまだ算定できておりません。

その丸の2つ目のところです。今回のくい打ちの変更は、建築基準法に基づく重要変更には当たらないと判断していますが、確認検査機関による構造計算適合判定に関して、軽微変更となる旨の確認が必要というふうに考えております。

それから、追加調査含めてこれらのことから、くい製品の発注が遅滞しております。全体工期の延長が見込まれる状況となっております。

私の説明は、以上でございます。

○石原委員長 ただいままで執行部からの報告、順次お受けをいたしましたけれども、報告事項に対しましての質疑ございましたら。

○川崎委員 去年から特別委員会で特に議論してきたことなんですけど、この新築というのはもう東南海の地震に耐えられるような立派なものにしようということで、設計図面でいろいろやっている中で、くいの問題もありまして、私は言いましたよ。ちゃんとしたかたい地盤まで橋並みに到達するくいを設計しないと本当に建物が立った後、南は岩盤が斜めになっていますから、傾く可能性があるんで、ちゃんとやりなさいと。全然聞いていないような設計図じゃないの、これ。長さも17メートル、24メートルというて、北側は17メートルでいいかもわからんけど、南は24メートルか26メートル、30メートルになるかわからんよと、全部ボーリングして、かたい基盤に、できたら橋並みのああいふ岩盤にがちゃつとしたような、日生大橋を見ているんですけど、あれは3メートルぐらいの、ほんま地震があるような振動が伝わって来ていましたけど、90センチということで小規模でやるんじゃないかな、やっぱり最初のボーリングの調査をやったらそれぞれ南が何メートルないとかん、北が何メートルかというもわかっているはずじゃないかと。

それからもう一つ、いろんな石が出てきとるというけど、たったの6本しか調査してないというのは、それ自体も疑問なんやけど、その6カ所やったときには一本もこういう石に当たってな

いんですか。

それから、過去に消防署があったというなら、そりゃあ福祉事務所というのは、プレハブじゃからそんなに土台はあれじゃろうけど、保健センターの基盤というのは、相当やっぱり基礎もあったじゃろうし、何かええかげんにして、埋めとんのも仕方がなかったんじゃというようなけど、そんな解体事業の発注の仕方しかしてないのか2点お聞きしたいと思います。

○砂田施設建設・再編課長 ボーリング調査等については、適切に実施していると判断しています。今全部で16本やっていますけども。どのボーリング調査でも岩の確認はしています。

それと、かたい地盤ということですが、今想定しているこの24メートルラインは、相当かたいです。標準管理試験というものをやって、その地盤の締まりぐあいというのを調査するんですけども、このあたりに来ると、もう試験機がもう貫入できないというような状況になっています。この構造については、先ほども少し触れていますけども、構造適判、建築構造については、これは2007年でしたか、姉齒事件というのがございましたけども、建物の構造について偽造したというようなことがございまして、それ以降に建築基準法の改正がございまして、こういった一定規模以上の建築については、その構造について専門家から構造についてのお墨つきをもらうという制度になっております。今回の当初の計画ももちろんそういった検査機関に判定をしていただいております。このたびは、もともとの支持層を変えるということもございまして、そういった一連の理由も含めて再度検査機関に確認をするということになっております。そういった意味でも、この建物については十分な体力を持った建物として設計されていると判断しております。

それから、地中に残渣があったというのは、これは保健センターの残渣があったわけではなくて、昔にやった消防署なんでしょう、そういったものの残渣、それからそれ以前にあったような建物も含めて、そういったものがあったということです。

保健センターでやっているボーリング調査ももちろんこの設計の中では留意してやっております。ただし、建物の構造はかなり違うということもございまして、くい長さも違います。それが違えば、従前にやっていたボーリング調査の結果についても、全てがこの設計に反映されるものではございません。やはりここは、十分なボーリングをした上で今回こういう判定なり、設計をしたと考えております。

○川崎委員 今しようることは、以前の特別委員会ですらいろいろ論議して設計図の変更までやってきたわけじゃ。その段階でなぜできないかということと。

私の意見が通っていれば、初めから24か30メートルにすりゃあええだけの話じゃろう。何か、設計段階、やり方が甘いんじゃないの。その点どうかということと。

それから、ボーリングした中で、そういう消防の土台だったコンクリーに当たったとか、こういう転石か、そういうものに一本も当たらんのが不思議なんじゃな。当たっただけで当たったような形で、初めからオールケーシング工法が設計見積もりに出てきたはずじゃないの。ボーリングして一回も転石に当たってないんかな。一回も当たらんぐらいたったら大した転石はあり

やあへん、はっきり言うて。そういうことを慎重にやらずに、何が17メートルが24メートルなら、初めから25メートル、30メートルにしときゃあええわけじゃろう。ただ、私は技術者でないから、北側は岩盤がより浅いのであれば、そこは浅いくいでも十分じゃないでしょうか。しかし、南側については、やっぱり相当この山の傾斜からいっても、もう50度も60度もあるような山の傾斜なんよ。だから、そういう意味でいえば、もう南側というのは、相当深く掘って、そういう支柱をつくらんとだめよと設計事務所に頼んでいないことが問題じゃないの。

○砂田施設建設・再編課長 先ほど申しましたように、全部でこの庁舎絡みでは16本ほどボーリングをしていますけども、全てで石は当たっています。岩に当たっています。

それで、先ほどもちょっと地層図の中で説明をしたんですけども、岩が出るのは、もう一度地層図見ていただきたいんですけども、ブルーのところですよ。15メートルから上のラインで出てきています。というのは、この岩というのは、堆積物です。この周辺の山が過去に大きな雨が降ったり地震があったりして崩れたものがここにたまっているということです。ですから、それを打ち抜いて、10メートルぐらい下にWRy-sという層がございますけども、これはもともとの地山が風化したところですよ。ここの判定が難しかったということです。この判定をするときに、最初に青のラインで引いている、これは平均値ですよ。ですから、山側に行くと、大体十四、五メートルのくいの長さでしたけども、南側に行くと19メートルの深さに設定しておりました。今回追加ボーリングをする中で、ここのちょっと薄いWRy-sという層が非常に不安定で、その調査した締めりぐあいにばらつきがあって、ここを支持層にするというのは非常に問題があると判断したわけです。その下のWRyという層は、これは非常にかたい層ですよ。もちろん風化した岩ということで、完全な岩ではないですけども、相当にかたいですよ。ですから、この層を今回新たに支持層とするように変更したわけです。この24メートルというのももちろん平均ですよ。51本あるくいの平均なので、長さによって、場所によっては、27メートルから28メートルのくい長になるというふうに想定しています。

○川崎委員 転石は、あるということでオールケーシング工法に変えて、また高い追加工法で費用が要するということじゃろう。安くなるんじゃないかと、何も文句言わん。加えて、私は一貫して言っとるじゃない。この新庁舎は、東南海の地震に傾かんような工法でやらにやあだめよと。地下1階をつくらんのであれば、全部支柱で地上ゼロメートルで支えるような工法であれば、より支柱が大事だと。それが一本でも崩れたら、建物がひび割れたり、傾く可能性があるからと、岩盤のかたいところに支柱を立てるのは当たり前じゃないですか。そういうこともわからんようなど素人が設計図面をつくったのかな。ボーリングしたときにかたい基盤まで全部調査しとんじゃないのかな、まずそれを問いたい。

○砂田施設建設・再編課長 何度も申し上げますけども、非常にかたい基盤まで基礎を入れる、くいを入れるということにしております。そういう設計になっております。

○川崎委員 だったら何で17メートルが24メートルになるん。全部初めから平均24メートルのくいになって当たり前じゃないのかな。何でならない。

○砂田施設建設・再編課長 設計時点では4本のボーリングということで、この地盤情報だけで設計するというのは、非常に困難性がございました。その中で判断したのが平均的に17メートルということであって、結果的にその追加ボーリングの調査によって、平均で24メートルになったということで、当初の設計がずさんであるとか、素人が設計したものではございません。

○川崎委員 北側は浅いと思うけど、南側については支柱を立てるところ全部をボーリングして、基本設計や実施設計やって当たり前じゃないかな。こんな途中で変更してじゃな、金額を出されて、何千万円が何億円になる可能性もあるようなことを軽微じゃ言ようるけど。軽微なんだったら予算内でやらせて。

○砂田施設建設・再編課長 軽微な変更と説明したのは、建築基準法上の話でございまして、金額の増とかそういったことを踏まえた上で、これが事業として軽微な変更というふうには考えておりません。

○川崎委員 精査中を出していないけど、こういう支柱の工法変更というたらどれぐらいになる予定なんですか。

○砂田施設建設・再編課長 ちょっとまだ設計事務所のほうとも協議をしているところなんですけども、今3ページで示している補助工法等含めて1億3,000万円ですけども、2億円は超えるかなと予測しております。

○川崎委員 何のために審査したんか意味がないよなあ、何と。議論する気せんわ。

○石原委員長 ほかに、よろしいか。

○掛谷委員 追加で経費が必要ということについて、懸念される感じはします。それについて、まず一番大事なことだと思うんです。目標は震度7に耐えられる設計、地盤ですね、特に、基礎工事。そこが目標でこういう工法をいろいろとらないとできないということでしょう。ただ、このボーリング調査が4本でスタートしてしまった、あと追加でいろいろしたらいろんなことがわかってきたということで変更という流れでしょう。ですから、まず震度7ぐらいでしょう、6強かもわかりませんが、それに耐え得るもので。だけど、何でボーリング調査を最初からこの4本じゃなくて、たくさんしなかったんかなあと思うんですけど。

○砂田施設建設・再編課長 ちょっと説明の中でも申し上げておりますけども、当初保健センターとか、福祉事務所、それから倉庫がございまして、これが実際建物を建てる部分のかなりの部分にかかっていたということがございます。本数ふやすことはできるんですけども、余り直近でボーリングしてもトータルとしてのその地盤情報を得るというふうにはならないと判断し、解体工事が済んだ後に必要な追加ボーリングを実施したということでございます。

○掛谷委員 それと、いつも言うんじゃけど、液状化というものは、建物のところではどういった影響があるんか、駐車場等については、多分震度6ぐらいになると出てくると思うんです。建物についての液状化の影響というのは、実際どう考えているのか。

○砂田施設建設・再編課長 地震時の液状化というのは、先般の北海道地震でも大きな問題になっております。これが起きた場合に、非常に建物であるとか、周辺の工作物に対する影響は大き

ゆうございます。

まずは、この庁舎建設に当たって、液状化の調査内容を御説明いたします。

液状化というのは、どこでも起きるわけではなくて、ある一定の条件がそろったところで起きます。本庁舎の場合、そこに先ほどの地層図の中で示していますけども、ここの地層の中に構成する土粒子の構造というのが大体把握されております。そういったものを加味して、それから地盤の締めりぐあい、こういったものを総合的に判断して、判定するいろんな式ございます。計算式があって、それでやっています。今、液状化の可能性があるというのは、よく地震の加速度というのがあって、400ガル、これは震度6強相当になろうかと思えます。6から6強の地震動に対して液状化が影響する可能性があるというふうに判定が出ています。その場合に、液状化して何が一番問題になるかというのは、地盤沈下です。この判定の中では、大体4センチから5センチ程度の沈下の予測が出ております。この庁舎の構造は、基礎構造がくいを打っているということで、くいに対する影響ということなんですが、地震が起きた場合に、一番問題なのは、地震というのは水平力なんです。上から押し込むんじゃなくて、水平に力が働きます。そのときに、こういったくいがあると、建物の重さがくいの一番頭にかかってくるので、これがぎゅうっと押し込まれて横にたわんでくるわけですね。そのときに、これに対抗するのは地盤なんです。地盤の中で一定の強さがあれば、このくいを押し込みに対して戻す、そういった作用が働くんですけども、液状化があるとこの作用が見込まれません。もちろんこの設計の中では、液状化をするというのが前提でくいの設計をしております。ですから、東南海地震、今の震度6強程度の地震については、くいのほうが持たないということとはございません。

この建物については、割り増し係数を入れております。通常の建築基準法に基づいて設計すると、これは1です。予想される地震に対して1の強さを持っているということになります。学校であるとか、そういったものは1.25、それからこういう防災拠点になり得るような庁舎については1.5倍、通常に起こり得る地震に対してその1.5倍の地震が起きても庁舎機能が維持できる、そういった構造にするという設計になっております。

○掛谷委員 最後は、やはり何といても経費です。どれぐらいの追加が出てくるんかということが大きな問題になってくると思います。やらなければそれはいいかげんな建物になってしまうので、やらざるを得ないと思うんですけどね。だから、そのところをしっかりと説明をしないと、なかなか厳しいと、1億円も2億円も3億円も追加が、また出てくるとなれば、いろいろ問題になろうかと思うんで、しっかりとやってもらいたいということで情報が入れば早く教えてもらいたい。この資料は大変立派だと、私、それは評価します。なかなかここまでは出しませんけどね。そういう意味では、理解をしておりますので。

○川崎委員 私、素人なりに県庁が9階か10階か忘れましたが、それからアルファを見ても、こういうもと海だったところは、それなりの高層になれば、地下2階までつくっているでしょう。高層になって支柱だけで耐えられん場合には、やっぱり地下1階、2階を掘って、その段階からより強固な土台をつくるというのが基本的な建物の設計ではないかなあと。特別委員会で

議論しようときに、6階なのに、支柱だけで持つのかなという心配がありました。支柱だけで持たすという設計だということだったから、私はやっぱり東南海の巨大地震によって傾かない設計というのは、備前♡日生大橋並みの支柱にしないとだめだと強調したつもりです。それが軟弱なところまでしか調査してない。何でかたいところまで調査できないのかな。それ1つ見てもなあ、調査のあり方、それから設計自体がやな、いざこういう契約してやっぱり掘ったら軟弱じゃあからもって深くやらないとだめだ。明らかに設計ミスじゃないのかな。そういう素人の私が去年の委員会で提案するようなことは、設計屋なら当然そういうことを想定し、またどういう地形かということも周辺の建物を見ながらそれなりの概略というか、概念的なものを捉えてやなあ、慎重に設計していくんじゃないのかなあ。そのために基本設計があったし、実施設計もあった。半年以上かけたろう。どう考えてもなあ、どう考えてもプロがやっとなあ設計、調査じゃねえと思うんじゃ。

いざ実際に工事をやり出したら、あれが足らん、これが足らんというて、今の担当かどうか知らんけど、本当に地盤というのが一番大事だというのは、東南海に備えるための新築じゃろう。去年の議論やこうどうなっとな。

○佐藤総務部長 川崎委員がおっしゃるとおり、地盤あるいはくい、基礎というあたりは建物の基本ですので、これが一番大切だということは、重々承知しております。先ほども説明の中にもあったんですが、設計する段階にあった保健センターとか福祉事務所の建物がありましたので、できるだけたくさんボーリングをするほうがよかったんですけども、しようと思ってもできなかったという部分がありましたので、建物を撤去した後に本体の工事を発注する中で、追加でボーリングをして、くいの長さ等それから形式についても、工法についても決めていこうということで動いておりました。ですから、今回になって変わったということではなくて、あらかじめ考えておいた方法で工事の中でボーリング調査をして決めてきたということです。

前回ボーリングしたその結果では、先ほどの地層図という中で、WR y - s と、ここまで掘れば結構かたいところだったので、ここでくいをこの長さに決めればよいのではないかということでした。実施設計では行ったんですけども、いざ建物を撤去して追加のボーリングをしてみると、ここがちょっと、そのときはかたくて大丈夫だというふうに考えたんですけども、もう少しかたいところが掘ったら出てくるということがわかりましたので、よりかたいところに、川崎委員がおっしゃられますように、かたいところまで持っていこうということで追加のボーリングはもっと深いところまで掘ってみたということでございます。そうすると、やはりWR y というところまでいかないよりかたいところがないということで、ここまで持っていこうという判断をして、くいを長くしようとしたということでもあります。

ですから、建築士も専門家ですので、こちらが委託している設計会社もそれなりの技術を持っているところですので、そこが判断をして長くしたほうがいいたろうということですので、これは想定される地震に耐える建物にするためにもやはり長くしたほうがいいたろうと私どもも判断しているということでございます。

○川崎委員 もう弁解にしか聞こえんわ。私は、日生大橋並みの表面下は15メートル、20メートルじゃけど、海面下30メートルも40メートルの岩盤までああいう工事はやっている、それと同じような方式で6階建てを支えて地震で傾かんためには、やりにゃあいかんと。旧建物を壊す、南側へ駐車場があったんじゃないん。駐車場のところは一番深いわけじゃ、この傾斜からいっても。あの山との関連からしたら、品川のどの辺かわからんけど、そこが一番深い底なんよ。それまでは全部こう傾斜がこうなるわけじゃ。ほんなら一番この道路際の駐車場だったところを掘って、その一番かたいところまで当然ボーリングして、それが一番長いくいで、北側はそれより短い、それを平均すれば17メートルやこうが初めから出るわけないんじゃ、はっきり言うて。そういう何かなあ、やり出して契約して一応結んだ、はいあとは追加が何ぼしても土ん中でわからんから次から次に追加すりゃあええみたいな発想しかしてない設計図面じゃないん。あれだけ橋並みの強固に岩盤にじゃなあ、びくともしない岩盤までくいは打ちなさいよと、コンクリートでやるかくいを打つくか、そのときには議論してないけど。私は、橋並みのくいで重量を支えることをせんと傾くでしようということを一貫して言うてきとるけど、そういうことは一つも聞いてない。素人の言うことじゃったら聞かんのかな。それで、専門家はこの層で耐えられますというて設計しとって、いざやり出したらこの基盤じゃあ支えられんようなのがなあ、設計ミスと言えんのかなあ。ええかげんにしてくれえと言いたいわ。何のために半年も1年もかけて特別委員会で議論してきたん。単に平面図の変更だけの議論じゃないじゃろう。特に、私はこの支柱の支え方について慎重にやれよと、そうやって詰めていって、ボーリングが足らんというんじゃったらもう一回やりゃあええじゃろう、契約を結ぶ前に。そういうことも一切せずにじゃなあ、今ごろ契約して済んでからのうのうとやってくるというのは、おかしいで、ほんま今の執行部の体質やこうというのは。何のための特別委員会じゃったん。何人おったん、去年の特別委員会。誰々おった。1人だけかな。

○佐藤総務部長 川崎委員がおっしゃられる、基礎が大事だということは、重々承知しております。それに対応して、基礎、くいの長さについては、ボーリングをして決定したわけですけども、ただその決定する段階において、ボーリング調査をして、ここでいだろうという判断したものが、もう少しかたい層があるということですので、そちらのほうを採用しようということになったという経緯でございます。

川崎委員がおっしゃられますように、そういう御発言があったということも、私も覚えておりますけれども、それを全然聞かないというわけではなくて、それに耐えられるだけのものにして設計したということではありますが、よりまだかたい層があるということがわかったので、今回の変更になったということでございます。

御理解いただきたいと思います。

○川崎委員 やっぱりなあ。かたい岩盤ということをなあ、この程度でとどめたというのは、頼んだ行政側が悪いんか、それとも設計が、ボーリング自体はどこが発注するん。設計事務所がやるんかなあ。ちょっとそこだけ確認しとくわ。

○砂田施設建設・再編課長 当初設計のときは、全体の実施設計の中に含めていますから、ボーリング業者というのは、設計を請け負った会社が調達します。今回、工事の中で追加ボーリングした件につきましては、建築のJVからそういったボーリング業者を選定してやっております。こういったボーリング業者は、資格を持ってやっておりますから、全然経験がない者がやっているとか、そういったものではございません。

○石原委員長 委員会中途ですけれども、ここで暫時休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○石原委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで、委員長より一言委員の皆様申し上げます。

午前中の質疑等の中で一部の業者、それから執行部に対して適切ではないような発言もあったと感じております。お気持ちは理解できる場所ですけれども、議会の場でありますので、これより後、冷静に品位の保持に努めていただきたくお願いを申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、途中になっておりましたけれども、市庁舎建設につきまして質疑がございましたら、引き続きお受けをいたします。

○田口委員 最初のボーリングが4カ所ということでしたけど、どういう地点をボーリングされたのか。

○砂田施設建設・再編課長 大体建物の四隅をやるように考えておりました。

○田口委員 それは、新築予定の敷地の四隅ということで。

○砂田施設建設・再編課長 お配りしている資料図-2のくいの配置図でございますけども、要するところこの中の四隅を狙ってやっていると。ただし、建物があつたりとかして、少しずつやっている部分もございます。

○田口委員 私の常識では、4カ所のボーリングでこれだけの建物を実施設計するというのは、ちょっと考えられないんですよ。

それと、ボーリングしたとき、どの部分にどれだけの硬度があるかとかいうこともわかるわけですから、その時点でどのぐらいの硬度であれば設計段階で震度7に耐えられる地盤だという判断をしたのかとか、そういう資料的なものはありますか。

○砂田施設建設・再編課長 支持層をどこにするかというのは、今お配りしている図-1、地層図がございますけども、そこに縦に5本ほど線が入っております。これがボーリングをした箇所になります。そこに折れ線グラフのように、出たり入ったりしてるグラフ状のものがございまして、これがN値と言って、地盤の締めりぐあいを実際現地で貫入機を使って測定したものです。建物の基礎とか、実際の支持力というものは、このN値をもとに算定しています。今回狙っているのは、このN値が連続的に大きな値が出る場所ということです。ただし、連続的に出てもその下に軟弱な層、そういったものがあつた場合には、そこを支持層にするということは不適切

です。なので、ある程度掘進をしてみて、そういった支持層が連続する、また出てきた資料を見て同一の地質構造の中に含まれる、そういった判断ができる場所で支持層の位置を決めているということになります。

ですから、15メートル以上の層に結構転石があって岩を打っています。実際にこういったものが出てきます。ただ、そこを支持層にするというのは、適切ではない。さらに、掘ってみてそういった地層的にもそれから締めりぐあいについても連続的に強度を確認できる、そういった場所見が支持層になると考えております。実際そのような設計をしております。

○田口委員 いずれにしても、まず4カ所だけのボーリングで判断したというのは、これは設計段階でのミスみたいなもんだと思いますね。あとの工法とかそういうものとか、地中ばりの入れ方というのは、これはもうちょっと図面のとおりで特に問題は起きるものではないと思いますけど。くいをどこまで打つかというのがもう基本中の基本で、これはやっぱり4カ所であって、建物を壊した後からまたボーリングをし直すというのは、もう後からやってふぐあいがあれば、また金額を水増しするという前提でやっているということで理解していいんですかね。

○砂田施設建設・再編課長 説明の中でも申し上げています。ボーリングの箇所数について4カ所が適切とは、もちろん設計時点でも思っておりませんでした。ただし、そういった建物がある中でなかなか適切な場所、どこでもいいからボーリングをするのであれば、何カ所もできます。ただし、その建物、図-2を見ていただきますと、一定の間隔なり、一定の範囲の中でボーリング調査しております。こういった調査を経て初めて地層構造も把握できますし、支持層となる、そういった層も確認できるというふうに考えております。おっしゃられるとおり、建物を取り壊した後に、所定の位置でボーリングをして、地質情報を得るとというのが基本でございます。ただし、その当時は合併特例債の期限を含めて、工期の設定が非常に難しい状況でございました。したがって、やむを得ずまずはその4本で暫定的にくいの長さを決めて設計し、発注した。その後調査できる、そういった時点で改めて追加ボーリングにより、くいの長さを確定させたということで、これをもって調査のミスとは考えておりません。

○田口委員 私の常識では、見積もりを出して、その後からここはふぐあいでした、ちょっとこの辺の材料がこれでは強度が足りんという形で、これだけ追加をくださいなんていうのは、あり得ん話なんです。そういうことが、こういう公共の建物とかそういうものでは常識なんですか。

○砂田施設建設・再編課長 今回請負という形で工事を進めております。請負というのは、民法上の請負と、建設業法上の請負がございます。建設工事、建築工事に関しては、その内容を問わず建設業法に基づく工事請負となります。この建設業法の中では、片務契約というのをすごく戒めております。要するに、一方的にその有利な立場を利用して相手に不利な条件を押しつける、そういったことは建設業法の中では御法度とされております。なおかつ、公共工事に関しては、国交省から標準的な工事請負約款が示されております。この工事請負約款の中に、不測の事態、設計では予期できなかった事態、見積もりをするときに予期できなかった事態、そういったもの

に対しては、発注側、請負側双方が話し合いをして、それを対処するというふうにされております。

ですから、今回の場合であれば、受注者にとってはそういったくいの長さについては、追加ボーリングで決めるということを前提に工事発注している中であれば、それによってくいの長さが変わるということは、受注者の責に期すものではございません。したがって、今回の内容については変更契約で増額という運びになろうかと思っております。

また、これを変更委託しない、現状のままで工事を進めるということは、例えば下請業者に対して不当な金額で工事をやらせる、また手抜き工事につながるなど、非常に社会的にもよろしくない状況も発生するやに思います。したがって、今回の場合は、そういう双務契約の中で処理すべき案件だと考えております。

○田口委員 いずれにしても、今回再調査したくいの長さでやらないとだめなのはわかりますけど、もう工事、昨年の時点から町なかで話を聞くと、42億円だったら50億円になろうかというような話が出るんですよね。だから、当局としてもそういう事態が想定されるんだったら、そういうことをきちっともつと伝える、それからそういう事態が起こらんようなボーリングの仕方とか、工事の進め方というのは、やっぱり心がけてもらわんとだめなんじゃないんかと思うんですよね。もうあちこちで議会は何をやっとんならというような、僕らは新人ですから、まあおらんかったと言えは済むんですけど、議論されてきた議員さん方は、そういう矢面にも立たされとるということをやっぱり理解してもらわんといけんだろうと思うんですよ。

一般的には、もう公契約、一般市民の方はよく知らんだろうと思うんで、我々がお客さんに注文として、カキの作業船とか、1隻丸ごと受けるじゃないですか。そうしたらこういうエンジンつけて、こういう装備で4,500万円とか5,000万円だって、見積もり出しますけど、我々の世界ではよっぽどのことがない限り、その見積金額より絶対もらう金は下がります。これが我々の常識です。だから、どんどん億単位で見積金額が上がっていくなんていうのは、やっぱり避けてもらわんといけん、そういうように思います。お答えは結構ですので、要望として述べさせていただきます。

○石原委員長 要望として聞いていただきたいと思います。

○川崎委員 今回、地層図が出ていますけど、こんなもやっぱりボーリング4本がたしか6本に変更したというような報告がさっきあったと思うんで、こういうなんも出して、この地層図見たら、素人が見ても30メートルより下はじゃね、かたい岩盤があるというの示しとんやから、あの特別委員会的时候に、慎重に慎重を期してやねえ、平均が30メートル、35メートルぐらいで見積もりとって、実施設計をやりたいと言うとったら、こういう問題は起きてないでしょう。転石もあったというんじゃないたら、初めからその回転式なスクリーじゃなくて、橋の3メートル、見えていますから、ごおん、ごろんごろんというてすごい振動やありますよ、日生大橋700メートルのやったやつなんかは、私は現場近くまで行っていますけど。その小型ということで、30メートルの支柱をやるというたら、単にスクリーでやわらかい土をふによふによと

掘って、柱を入れりゃ済むようなレベルじゃないなあとは思っていました。だから、私はそういうかたい盤まで行くとなったら、日生大橋並みのような支柱のやり方せんといかんのじゃないですかと。結局それはそういう方向でやるという結論が出ないまま、何か17メートルでええがなというようなことをしてやなあ、この地層見たらもう岩盤30メートル以下なところしかかたいのがないのというわかり切っとして、完全な支柱の設計ミスだというふうにしか捉えられませんよ。

先ほど口を荒らしたことは認めますけど、謝りますけど、そういうやり方して、とった後から1億円じゃ2億円じゃという追加を出していくやり方というのは、本当に我々議会もなめられとんか、執行部もなめられとんか、設計事務所の思うとおりに言うた金額で追加して、それを認めていくというのは、どう考えても納得できませんよ。この前例で伊部がそうでしょう。証拠隠滅してもう完全に建物建った後から、今ごろ地盤が軟弱じゃったとか、障害物が出てきたじゃというて。現状を全然把握することもなく、事後に予算を認めてくれえと。これは、今のところやかましく事後じゃだめだというたら、事前に出してきたという点は評価しますけど。だったらこの地層6本か4本でもええけど、結果が出たときに委員会にかけてこういう基盤で17メートルやって大丈夫だと言いましたか、言ってないでしょう。私はもっともっと慎重に、本当にこの新庁舎というのはもう東南海地震の巨大地震に耐えられるような地盤にしてくれよと、建物にしてくれえよと、私は一貫して言うたと思うけど、ここに来て、増額修正するなどというのは、本当に納得できん。実際やらせて傾いたら補償さしやあええが、そういう契約になっとなやろ。私は、そう言いたいですよ、設計ミスを認めんのだったら。

そういう意味じゃあ、受注した業者の責任よりも、設計事務所のミスが大きいんじゃないかなあ。そういう意見だけ述べさせてもろうときます。

○石原委員長 ほかには。

○掛谷委員 済みませんが、私ようわからんの、ボーリングを4カ所したというのは、ここで言やあどこのところを言っているんか、ボーリング箇所がたくさんあるんで、どこどこかちょっと教えてほしいんですけどね、その図面でいえば。

○砂田施設建設・再編課長 今の図-2で申し上げますと、一番上の段の右端ですね。Y3の通り。この位置と、それからY1の通りの一番右端。それから、済みませんが、また戻るんですが、Y1の通りの左側のほうやっているんですけども、ちょうど建物があつて多分外しているはずで、少し。

〔「外しているとは。ああ、ずれとるということ」と掛谷委員発言する〕

ええ。この建物のくいの貫用するところではない場所で。それから、同じく、済みませんが、また戻ってY1の通りで、これはこれも右側やっているんですけども、建物があった関係でかなりこの中からも外れた位置でボーリングはしております。

〔「Y1の通りが」と掛谷委員発言する〕

2カ所です。

〔「Y2の通りは」と掛谷委員発言する〕

Y2通りはやっておりません。

Y3が右左で2カ所。

〔「右左の2カ所。一番左と一番右」と掛谷委員発言する〕

はい、そうです。

〔「この四隅はやっとんやね、一応は。どうなん」と掛谷委員発言する〕

済みません。ちょっとY1通りは、一番右端ではなくて。

〔「2番目」と掛谷委員発言する〕

右端と真ん中あたりをやっています。

〔「真ん中」と掛谷委員発言する〕

はい。その4本です、はい。

〔「じゃあY1の左じゃないですね、真ん中じゃね」と掛谷委員発言する〕

はい。済みません。建物があってできていなかったところです。

○掛谷委員 要するに山側、海側の話なんですね、はっきり言って。今のボーリング調査は。

道路側のほうが基本的には軟弱だろうと思います、当然。問題は、今川崎委員が言うように、山側はどうでもええと言うたら失礼なんですけど、本当にこの南側のほうをもっとしっかりやるとか、駐車場あるところをやれえと言うても難しいかわかんけど、そういうふうな発想というんがね、どこが一番くいを深くやらにゃあいかんかというのは、当然道路側なんです。

だから、今言ったように、そこをしっかりと、言うたら30メートルでも35メートルでも、何で掘削せなんだんかと、北はどっちでもええ話で、1本ぐらいはせにゃあいかんけど。その発想がやはり市のほうが言ってなかったのか、また業者がそういうことも気がつかずにやっとなかというふうに責任論みたいになってくるわけですよ、そこは。お金がそうかからんのやったらもうそりゃあどっちでもええけど。今言うように、くいの部分には本当に一番大事な大事なところなんで、そのところだけが私は疑念がやっぱり生じますね。なぜそういったところまでくいを打ちするようなことを市のほうも言わなかったのか、また業者のほうも気がつかなかった、安易ではなかったんかと。結果論ですけどね、それは、結果論ですよ。でも、それだけやはり注視をしなきゃいけないということは頭にあったはずなんです。なぜそれに気がつかなんだんかということが問題なんですけど、そこはどう思いますか。

○砂田施設建設・再編課長 委員おっしゃられるとおり、基礎というのが建物にとってとても重要な構造でございます。今、北側については、浅いというようなイメージを持っていらっしゃるかもしれませんが、このY3通りも結構深くまで掘れています。深い位置まで支持層をとる必要があるというふうに考えております。確かに山が近いといえば、傾斜的にすぐく地山にもついているというふうに、私も最初思っていたんですけども、実際はそうではなくて、全面的にかなり深い層までいかないと、そういう支持層をとることができないというような結果が出ています。そういった、こういった地層図をつくるのに4本でつくことは、まず不可能です。今回、

追加で12本、計16本やっていますけども、そういったデータをもとに初めてこうした地層図がつくれてきて、全体の地層構成、地層構造が把握できているという状況です。

なので、当初は4本しかできなかったというのは、とても遺憾なことだし、本来であればそういったもので設計することについては、一部御指摘もございましたけど、よかったかといえば、それは余りよくないと。ただし、そういった状況が許さなかったということもお考えいただきたいなと思っております。

なので、昨年度の特別委員会の中でも、そういったボーリングの本数の足らなさという話が出ていたやに思います。追加でボーリングをして、最終的にその長さを決めるといった御報告もさせていただいているのではないかと思っております。そういうことを踏まえて、今回こうした結果となっております。

○田口委員 今おっしゃったように、4カ所しか当初できなかったという、その結果がこういうことになっているわけなんですけど、やっぱり庁舎の建設の急ぎ過ぎた結果がこういう事態を招いているんだろうと思うんですよね。せっぱ詰まっている中でこういう設計になったんじゃないかと私は理解しているんですけど。もう期限が迫っているといういろいろなものはあったんでしょうけど、やはりこういう建物は、大小問わず、やっぱり設計するときにはしっかりと準備をしてやっていただくという、これが大切だということを申し上げておきたいと思います。

○川崎委員 私は、くいの数には問題ないと思います。掘ればもう自然にリアス式海岸で大体瀬戸内海は2万年前には海になりますから、その間の風雨によって山の土、石も含めて地層ができるわけじゃからね。はっきり言うて、南側はほとんど駐車場だったじゃないですか。じゃから、本気でやるなら納得いくまで南側、道路沿いは全部1カ所ずつというたら、せいぜいやぐら組んでも5坪も要らんような広さでボーリングできるわけじゃから、数じゃなくて、こういう地層がある程度わかっとならしたら、やはり軟弱基盤のところまで十分だというふうに判断した実施設計に問題があるんじゃないですか。24じゃなくて30メートルぐらいしたら、ほとんどもう平均的なかたい岩盤で打てるわけじゃから。実際にやるとなったら、やっぱり特別委員会にも土台になる柱の下は全部ボーリングやって、何メートルでかたい岩盤かというのまで全部追加の調査費が出ますというぐらい言うてくれときゃここまでわあわあ言う必要ないんやけど、何か壊して新しく建てかえますというようなら、何かボーリングがどう追加が出るじゃ、本数が足りないという議論をした覚えはなくて、やはりボーリングした結果として支柱を何メートルの高さにするかは、慎重に橋並みにやってほしいということであれば、こんな追加なんかも要らないし、初めからこういった転石も出たら、初めから何か難しい工法でやっとならろうし、私はそれぐらいやらないと地下1階つくらんのだったら、地上だけで傾きなんかないような建物というたら、よっぽど橋並みの支柱じゃないと、地震のときに傾くんじゃないかなあと思っていましたから、素人考えでも。だけど、今ごろになって7メートルも支柱の平均の長さが短かったというてやな、そりゃあボーリングをした数じゃないでしょう、1本掘っても大体こういう平均値の地層はわかるわけじゃから。それを設計ミスじゃと言えない執行部の姿勢にも問題が

あるんじゃないですか。私はそう言いたいですよ、本当に。

もう一つ、やっぱり建物があつたんじゃないから、保健センターのところは、やっぱり確実に建物が来るわけじゃから、壊した後も確実にボーリングをやりたいというようなことでも言うときゃあええけど、私は見よって、ああ何かこれは追加の名目でボーリングしょうらあというて、冗談で言ようたら、本気になったわけですよ。何できれいに更地にしたときに、もう一回ボーリングをやり直して最終的な詰めなんかはできなかつたのかなあと。だから、そういう意味では、何か契約を交わす条件がやっぱり建物を壊すのは壊すでたしか先行してやったと思うから、やっぱりその段階で最終的な実施設計のために必要なボーリングなんかも計上したのにしてほしかったと改めて思いますよ。それを今になったら、私は歴史を知りませんから、消防署があつたじゃあ、何じゃあというてなあ、障害物がようけ出てきよんじゃないというて、そんなもうちょっと年配者に聞いたらそういう土台が残つとる可能性がある、地表だけきれいに解体業者に頼んだだけじゃあ甘いんだというようなことも、一言でも特別委員会て言っていたら、ここまで私も頭にこんけど、そういう議論した覚えが全然ないですよ、本当に。議事録もう一回目通してもええけど。

守井さんが委員長で、石原君も副委員長じゃつたのかなあ、特別委員会の。違うか。

○石原委員長 いやあ、そうです。

○川崎委員 ねえ。そういう議論してなからう。覚えがありますか、私も記憶が大分飛びようるけど、私はもうしっかり橋並みの土台ということだけ強調して、そういう実施設計書でああいう金額の見積もりが出たというふうに思っていましたからね。それが7メートルも短かって追加しますよというて、ああまだこれが契約書も交わしてないんであればええけど、契約書では金額も認めた前提になって出てくるというのは、お粗末な話で、ボーリングやこう大分前にやっとなやつたら、6月27日じゃつたか、この契約書が出る前にこんなんでも本当は委員会にも出してきて議論しとかにやあかんんじゃないですか。ああ、本当に、情けない話じゃ。

○石原委員長 御意見でよろしいですか。

○川崎委員 まあ、私はこういうのは絶対認めんということで、本庁舎そのものの契約も反対しますから、反対で頑張りたいと思います。

○石原委員長 ほかに、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃ、ここでこの件につきまして委員としての発言を希望しますので、副委員長に委員長の職務代行をお願いいたします。

〔委員長交代〕

○藪内副委員長 それでは、これより委員長の職務務めさせていただきます。

○石原委員長 質疑のやりとりをお聞きしておりまして、言うても我々は素人ですから、当然適宜専門業者によってボーリングであつたり、設計であつたりがなされてきてということだと思ふんですけれども、民間の建設業者の方ともついでの間お話ししたんですけれども、こういう場合

には少なからず第三者といいますか、セカンドオピニオンのような形をとって、そういう視点からも御意見をいただきながら進んでいくんだよというようなことをお聞きして。

先ほど午前中の説明の中では、専門家というような御発言もあったかと思うんですけども、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○砂田施設建設・再編課長 午前中の説明とかぶるんですけども、こういう建築物については、確認検査機関、建築確認を受けるということになっています。その中で、中立公平な第三者がその設計内容について審査する、なおかつ今回の建物は一定規模以上のものがありますから、そういう構造についても基礎から附帯構造も含めて構造計算が適切になされているか、そういった判断をします。これは、構造適判という言葉を使っていましたけども、そういったまた別の、確認検査よりもまた別の検査受ける必要があります。これは、同じことを言いますが、姉齒事件で構造の偽造があったということがございました。その際に、そういうことが二度と起こらないように国が認定するそういう構造設計者、これは試験に合格した人がそういう構造について改めて目を通して適正であるかどうか、そういった判断を下すということになっております。それは設計段階ですけども、工事が始まって、今回のようにくい伸びたといった場合においても、これについて構造適判を再度申し込む、その中で特に構造的に問題があるかないか、そういったことについての審査を受けるということになっております。

○石原委員長 あそこへ福祉事務所とか保健センターとかがなくて、もし仮に存分にボーリング調査が行われとったとしても、結局はそういう支持層までの深さは24メートル必要だということは、もう当然わかるわけですから、当然くいの長さは必要であったというふうには認識しておきたいと思います。

それから、大きな工事が始まっておりますけれども、周辺のお宅等への影響などは、今のところ問題にはなっていないのでしょうか。

○砂田施設建設・再編課長 今のところ特に問題が発生したというのは聞いておりません。それで、やはり大きな機械が入ってくる、振動がある、そういったことも含めて周辺の家屋については事前に調査をしております。最終的に工事完了した後に、もしふぐあいがあるということになれば、再度調査をさせていただいて、最初に調査した時点と最終の時点で何かふぐあいというもの把握し、場合によっては金銭的な対応、そういったことも必要になろうかというふうに考えております。

○石原委員長 それから、契約においては、本市の契約規則であつたりというところに準じて契約なされておるとは思うんですけども、そこの中にも予期せぬ特別の事情が発生した場合には、実情に応じて市長が相手方と協議をし、契約金額を変更することができるというような条文もございますけれども、今後、我々議会、議員としても、先ほどおっしゃったような建築資材の高騰であつたり、人件費の高騰であつたり、資材の調達がなかなかというような面もありましようから、今後、想定の中で請負金額の変更も大いにあり得るというようなところで捉えておってよろしいですかねえ、なるべくないほうがいいんですけども。

○砂田施設建設・再編課長 今おっしゃられた内容で変更契約になる可能性はゼロではございません。また、今回のくい工事、そういったものの増嵩もございます。極力コスト縮減には努めておる中ですが、工事内容を精査しながら必要に応じて議会のほうにも御報告を差し上げたいと思っております。決して事後にこうなったからこれを認めていただきたいというような、そういった事態になることは、極力避けたいとは考えております。

○石原委員長 はい、よろしく申し上げます。

委員の発言終わりますので、再び委員長に戻らせていただきます。

〔委員長交代〕

○石原委員長 新庁舎建設の報告につきましての質疑はよろしいでしょうか。

○川崎委員 この議会最終日に出てくることはないでしょうねえ。早くても12月議会と考えるとたらいいんですか。

○砂田施設建設・再編課長 今回の案件に関してということですか。

〔「はい」と川崎委員発言する〕

閉会中の総務産業委員会等で報告をさせていただきたいと思っております。

○川崎委員 いやいや、だから委員会はええんじゃけど、最終的なそういう契約変更はいつ出てくるんかというて問よんじゃ。

○砂田施設建設・再編課長 その点については、今ここですぐに答えることがちょっとできないので、今まだ変更の内容としては、きょう御説明した内容ですが、さらに変更に至るような内容が出てくるとも限りませんので、例えば12月とかにその変更契約の議案をあげるというような、そういったスケジュール的なものをはっきり申し上げるのは、差し控えたいと思っております。

○川崎委員 だけど、今やっている工事はもうこの変更した工事みたいな感じの雰囲気とするんじゃけど、現実には工事は先行しとんじゃないん、もしかすると。違う。確認だけさせて。

○砂田施設建設・再編課長 もともと設計内容に含んでいた、例えば先ほど来少しありました地中残渣物、これは見越しておりました。今やっているのはくいの引き抜き工事です。これも当初からくいが入っているという想定ございまして、必要な本数の計上をしております。そういったものの工事は入っております。

先ほどの残渣で問題になっていたのが、結果、古い構造が地下に残っているだけじゃなくて、取り壊した、そういったコンクリート殻も含めて埋め戻しに使っていたというのがあって、そこまでの想定ができていなかったということです。最終的にどれだけの量になるかというのは、まだ少し時間が必要かと考えております。

○川崎委員 わかりました。

現行は予算内じゃということじゃな。

○石原委員長 ほかの件で、ほかの報告事項で質疑ございましたら。

○掛谷委員 ふるさと納税の返礼の通知の件で、正式にこういうのが来たのが9月11日という

ことで見せてもらいました。私がこのことについて、特に高額な返礼品については、これはもう即やめるべしに近いことを発言しています。それをこうやってきてやむを得ずなってしまったんだけど、一般質問等で私が言ったようなことについては、その後、庁内で議論されましたか。庁議とか、関係部署で。それに腹が立っただけですよ。こういうふうになってきたからこういうように出してきた。指摘されたときには、特段どういうことはないというふうなことを言っていた。何のために一般質問して、やってきたん。その後に、どういう議論をされたのか。今ここは出てきたからもう10月1日からやるというふうに決めました。その間、どういうふうな議論があったんですか。明快な答弁をお願いします。

○初治ふるさと寄附担当課長 高額な返礼品というのは、去年の見直しでやっておりますんで、今の現在の品目の中にはございません。今回指摘されているのは、俗に言う地場産品でないものを返礼品として扱っている自治体として備前市の名前が挙がっていたということで、確かに高額、過熱競争をやっていたというのは、返礼割合を3割以上の商品を扱っている他の自治体、大阪府のある市では、去年の実績で135億円の寄附金を集めています。こういったところは返礼割合が5割、6割に達していた商品があって人気を集めて加熱してと、要はカタログショッピングになっていたというような指摘になっています。

6月22日に岡山県へお尋ねしたところ、ことしは3割の返礼割合を守らせるように指導していきますというアドバイスをいただきました。私どもは、そのときにはもう12月31日をもって地場産品のほうへ切りかえていきますということでの報告を申し立て、そのように総務省にも報告しておりました。ただ、今回総務大臣が発言したところは、結局見直しをさせるなら、同時に見直しをさせようということでの内容でございますので、それに沿ったような形で私どもも地場産品へ切りかえていく見直しをさせていただくということでございます。

ですから、フェリーの貸し切りとかという高額な商品があったんですけど、それはもう去年の段階で取り下げておりますので、高額な商品は備前市にはございませんでした。

○掛谷委員 じゃ、ただ、じゃあワインとかベッドとか財布とかはいつの時点でじゃあ消滅したんですか。

○初治ふるさと寄附担当課長 高額な商品というのは返礼割合を3割としておりますんで、寄附金額が166万6,000円以上の商品を高額な商品としてみておりますが、それ未満の商品ばかりでございますので、ワインとか布団とかというのはまだございます。

○掛谷委員 今回はそれも多分地元じゃないからやめるんだと思いますけども、高額というのは一般常識的に考えたら、3万円は高額ではないし、10万円ぐらいならまだしも、もう30万円とか50万円、100万円というふうな商品であれば、当然これは高額だと思うんですよ。それを166万円の返礼でそうしているのは、ちょっと一般的な常識では考えられないですよ。そういう高額なものを出していること自体が。そこをそうではない、理解を求められてもなかなか理解はしがたいです。

今回は、もう全部一掃されるということですか。

○初治ふるさと寄附担当課長 当然ワインとか布団とかというのは、地場産品でございませんで、今回の10月31日の見直しをもちましてなくなります。

○掛谷委員 もう一つ、せっかく出ている資料のまちづくり応援基金。13の指定なしというのが圧倒的に多いんですが、その指定なしということについて、何に使おうとしているのか、お考えは、貯金しとくということですか。その辺を説明願います。

○初治ふるさと寄附担当課長 確かに指定なしが一番多いです。資料にはないんですけども、基金で申し上げますと14億8,500万円という、29年度の残額がございまして、そのうち3億円を30年度の事業に充当しております。今現在4億5,900万円ほどは指定なしで残っていると状態でございます。私どもでは基金の管理をしているだけで、実際の運用は財政課になるというところで、また協議が必要になってくると考えております。

○掛谷委員 総務部長に聞きたいのは、ふるさと納税で指定がなしというのは、自由にどうぞという話なんで。これは、何年も何年も持つとくというもんじゃあないと思う。というのは、たまたま指定がないということなんです。これを5年も10年も持つとくような話じゃないんで、それをどう有効に使っていくか。そういう計画を持ってやっていくべきだと思うんです。そういうお考えはないかどうかということ。

○佐藤総務部長 課長の説明にもありましたけれども、30年度は基金繰入金で3億円程度を30年度事業に充当しております。残高からすると、これがあと4年ぐらいで使い切るようなことになりますので、今充当している事業といいますのは、家賃の補助であったり、新築の補助であったり、備前焼の振興であったり、いろいろな面に使っております。そういったところは、指定なしのところからも充てている部分がございますので、具体的に指定なしでもらった分だから何に使ってもいいというわけじゃなくて、本当に必要だと思われる事業に充てていって、早く使い切るといふじゃなくて、ある程度事業を継続していかなきゃいけませんもんですから、そこはバランスよく使っていけたらと思っております。

○掛谷委員 ある意味では計画を出してもらいたいなど。そのときになったらおんと出てくるようなことじゃなくて、計画をつくりながらそれをちゃんと進めてもらいたいということをお願いいたします。

○尾川委員 9月12日の新聞にこういうことが書いてある。備前市は全420品目の半数が地元と関連がない健康器具や寝具など。その次に担当者は在庫を抱える企業の影響を踏まえ、事業者説明会を開いて見直す予定としつつ、地場産品の定義に曖昧な部分がある。国より明確にしてほしいと話したと。これはうちの答弁かなあ。

さっきの説明とこうちょっと食い違いがあるんだけど、本当に備前市としてこれからふるさと納税をどうしていこうとしているのか、説明してほしい。

○初治ふるさと寄附担当課長 12月31日で新しい制度に見直ししますということで、5月2日に各事業者さん宛てに通知した関係で、2カ月前倒しして10月31日で切りかわるということになりますんで、その分、業者さんには御迷惑はかけるなという内容でございます。

○尾川委員 それと地場産品の定義がトラブルというか、結構いろんな意見が自治体にもあるんだけど、備前市としたらそれはどう対応しようとしとられるの。

○初治ふるさと寄附担当課長 地場産品の定義につきましても、岡山県へ6月に聞いたところ、備前市内で生産加工された商品とか、備前市と関連のある商品、例えていいますと、日生のフェリー会社さんがフェリーで小豆島へ連携があるということで、香川県のオリーブ牛を出していただいとんですけど、そういった商品は認めてもいいんじゃないかというような見解も聞いております。

それと、備前市内、岡山県内は一応容認していただいとるような格好で、現地からクレームが出ないような商品だったらいいですよということでございます。

それと、4点目が備前市内で提供できるサービスということで、そば打ち体験とか、サイクリング、レンタサイクル、そこら辺のところを該当してくるかと考えております。

○尾川委員 いろいろ通達でうろろうしたら、業者も相手にせんようになるよ。ある程度突っ張るとか、あるいは5月の話を前倒して12月を10月にするとか、そんなことしよったらもう業者もうっかり行きようたらええ目に遭うということになりやあへんか思うんで、もう少し信念を持ってきちっと対応して、今お金があるからいうて、どんどん使えという意見もあるけど、私はもう貯金としきやあええと思うんだけど。だけどころこういうことをどうしていくかというのをよく見定めて、市としてただ通達が出たらあっちへうろろうこっちへうろろうするんじゃないに、きちとした形で、そりゃあ備前市が決めるわけにいかんのでしょうけど、もう少し相手がおるわけじゃから、業者も商売でしよるようなところで、信念を持ってやってほしいと思う。ちょっと新聞で総務大臣がああ言うたら、もうびびってしもうて、それは一人で頑張るわけにいかんのじゃろうけど、その辺の決意を聞かせてもろうとかんと、業者からも相手にしてもらえんよ。

○初治ふるさと寄附担当課長 確かに、よくわかります。ただ、今回の通達で一番驚いたのが、備前市に寄附していただいても寄附金控除の該当にしないような法改正を行うと、そこまで総務省も強気になっている関係で、寄附者に迷惑がかかるというのが一番の問題点でございます。それがありますので、やむを得ず2カ月前倒して10月31日で見直しをする結論になりました。

○尾川委員 行政指導には従わにゃあいけんのじゃろうけど、備前市としてもしっかり対応して、少しは総務省へ突っ張るぐらいやって、何でもかんでもはあはあと聞かんようにしてくれえと言ってえわけじゃ。でないと業者が困りようわけじゃから。ちょっとその辺の決意を聞かせてほしい。市長が決めるんかも知れんけど。

○初治ふるさと寄附担当課長 去年から総務省の通達に遵守したような形で見直しを行っております。ただ、時期がそういうことで、私どもも準備がございまして、12月末とかそういう形になりましたけど、国に従わざるを得んのかなというのが悲しい実情かなと思います。

○川崎委員 私一貫して一般質問で取り上げとんやけど、こうなる事態は予想されたわけでは

よ。だから、去年の8月に電動付自転車とパソコンは悪うてやなあ、羽布団と高級ワニ革がええじゃあというような、この備前市内でつくっとならもうどんどんやりゃあええけど、全部市外商品、それを8月に見直ししたときに、結局ストップするということを考えると、少しは議員の言うことも聞いて、執行部のトップが何を言おうが、やっぱりもう去年の時点で市外のは返礼品で出さんという姿勢を示しとんだって評価したんです。こういう事態になっても全然変更になってないわけじゃから。それをある商品だけは総務省が言うたからやめます、けど勝手に市外のを返礼品にあげたなあと思うような事態、だからこういうお叱りを受きようわけじゃろう。執行部の行政マンとしてプロなら、もう少し論理一貫性が何か、使い道もはっきりそういうことも姿勢を正す言ようたけど、一貫性がないって、やることに、場当たり。建てるもんでも場当たり、納税に関しても場当たり、そういう姿勢はできるだけプロ意識のある公務員としてやるんだったら、市民に何問われても恥ずかしくないような行政事務をやっていたきたいというのが、今回のふるさと納税全面市外商品は返礼品にならんという、そういうことをとめられるまでわからんじゃなくて、結局ある程度わかっかってようめなんだわけじゃろう。8月2日で去年やっとなら、地元の取扱業者にはそんなに迷惑はかかってないって。そういう一貫性がない点も指摘して、何ら国が言うもんだけ悪いけど、それ以外は何ぼ市外商品売ってもええんじゃないら、ヒット商品を売ったほうがどんどんふるさと納税が稼げるがなというのが私の主張だった。

もう少し論理一貫性から見て、過ちは過ちなら素早く修正をかける、そういうこともこの教訓にしてほしいということだけ要望します。

○石原委員長 ほかに。

○掛谷委員 結局、さま変わりして総務省はもう終止符を打ちたいということも新聞に載ってありました。だから、恐らく相当さま変わりしてくると思います。それに言うことを聞かんところから罰則規定も辞さないということをはっきり言うてますからね。その中で、多分もう少しは考えておられる、いわゆる体験型とそれからサービス提供型、災害応援型という、3つぐらいあるんですよ。例えば高齢者の見守り支援、日本郵便、そういうところを訪問サービスする、それをふるさと納税でやるとか。それから、例えば空き家になった実家の管理、所有者にかわって行うサービスの返礼品に加える、そういう自治体もある。さらに言えば、建物の敷地内の清掃とか、建物外部の異常や劣化の確認やごみ撤去、郵便物の転送、そういうところまでふるさと納税やっているところがあると。これは、サービス型なんですよ。体験型はちょっとつくられております。災害型については、災害が起きたときに特にされるんですけど。

そういうふうになにかさまわりをしていけという流れがあるんですけど、その辺のところの今後については、今言ったようなことになっていくんか、地場産業のものはいいとしても、でも備前焼みたいに地場産業でも100万円するようなものは文句が出てくる話もありますよね。特に備前焼なんかは高額ですから、地場産業でもあるけど、どう考えておるんか、今言ったサービス型、体験型、そういうようなことを含めてどういうふうにならされるようとしているのか。

○初治ふるさと寄附担当課長 委員がおっしゃられました空き家サービスというのは、現在ありますけど、残念ながら申し込みがありません。

それから、郵便局の見守り訪問サービス、これは郵便局と現在交渉中でございます。ですから、郵便局さんの内容もお聞きしております。

備前焼の関係なんですけども、作家さんへお願いしまして、備前焼の器で彩る食事というような形で、何点かセットのコラボ商品というのを現在出していただいとるところもあります。まだどんどんコラボした商品を開発していかないと、特産品のあるところとない自治体とでまた格差が生じてくるかなと考えております。備前市は、備前焼とか海産物とか果物関係しかございませんので、備前焼関係のコラボ商品をどんどんふやしていきたいなと考えております。

○石原委員長 ふるさと納税に関しまして、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかの報告事項について。

○尾川委員 教育大綱について、まず1点目がパブリックコメントするとお聞きしたんですけど、これだけの資料でパブリックコメントですか。

○岩崎企画課長 その予定にしております。

○尾川委員 もっと具体的に聞かんと、これじゃあちょっと資料が不足ではと思うんですけど、教育委員も一応これでパブリックコメントすることで了解されとるわけ。

○岩崎企画課長 教育委員さんとの総合教育会議の中では、この案をお示しさせていただいて、多少の文言の修正というのはありますでしょうけれども大方の御了解はいただいております。ということで、この内容でいけるかなと判断しておりましたが、もう少しどういふものを添付するかということについては、考えたいと思います。

○尾川委員 それと、教育委員の方の意見を一遍聞きたいんですけど。要するに議事録があるなら公開してもらえたらと思うんですけど、いかがですか。

○岩崎企画課長 この総合教育会議の議事録については公開しておりますし、この8月末に行われました総合会議につきましても、今精査しておりますので、この後すぐ議事録をホームページで公開する予定になっております。

○尾川委員 議事録公開はいつごろですか。

○岩崎企画課長 委員会に報告してからと考えておりましたので、この後すぐにでもできるかと思えます。

○尾川委員 大体。何日ごろとか。

○岩崎企画課長 この直後でもできるかと思えます。

○尾川委員 はい、わかりました。

それからもう一点、校長会とか、園長会とかの意見というのはどういうふう集約されとるんですか。これを見ても実践は、教育現場なわけです。教育長が何ぼ考えたって現場は動きゃあへんよ。そのときの校長会とかそういう組織の意見を聞いてそれを取り入れたとかというのはあるん

ですか、もうこれは一方的に上から下へおりのみですか。

○岩崎企画課長 今回の決め方といいますのが、もともと大綱に書かれている後期基本計画の中で定められた内容について、こういうことを重点的にやりたいという市長の方針を示したものになります。ですから、当然ながらここに載っている内容については、もう既に後期基本計画の策定の時点では考えられていたことだとは思っております。ただし、市長側が市長の思いで全て行うという形でありますと、教育委員会との連携というものはなかなかとれませんので、この総合教育会議の趣旨である、お互いが調整し合うということでの発表ということになるかと思いません。

○尾川委員 いや、意見のとり方は大方針じゃから、一々現場がとやかく言うのは、議会も何も言うなというのが一つの方法だと思う。だけど、今の大体大綱をつくるというても、大綱の具体的ないろんな行動というか、方針とか、具体的実施事項というのは、積み重ねだと思う。何でもかんでも上がトップダウンで言うたからというて、そのとおりに動くわけない。その現場の問題を解決するためのものもあると思う。それは確かに方針としてこういう方向へ持っていかにゃあいきん、高い理想もあったりすると思うけど、やっぱり現場の問題、矛盾があたりするところを解決していくということになったら、そういうのをどんどん聞いて、この大綱の中に盛り込んでくるというのがなかったら大綱とその実施事項というか、要するに落としていったときに矛盾が出てくりゃへんかと思うんです。だから、これをつくる前に、教育委員がそれじゃあ各地区へ行ってそれなりの意見を聞いて持ってきとんか、あるいは校長会の意見を聞いて、平生からそれは教育長もいろんな会合があつて聞いてきとんかと思うけど、実際その教育大綱をつくるためのテーマとして、何か意見を出してもらおうようなことを実際にやとられるのかなと思って。ちょっとその辺が、やっぱり現場と市長の言うことや考えとのギャップがあり過ぎるんじゃないかという感じするんだけどね。まあそりゃあやってみりゃあええと思うけど、ただパブリックコメントで聞かせてくださいというて、どういう意見が出るんか、どういう反応があるんかやってみりゃあええと思うけど、私はもっと具体的なもんがねえと、それはどこまで方針を出すかというたら問題あるけど、ちょっとこの辺が理解できんから、説明してもらえたらと思うんじゃないけど。

○岩崎企画課長 この大綱というものの自体の立ち位置なんですけれども、これはもともと市長が定めるものということで、市長が方針的なものを伝えるものです。ですから、教育委員会で決めるものでもありませんし、そこはお互いが話し合いはするんですけど、総合教育会議の中で決定するという意味合いのものでもありません。性格的には本当に所信表明であつたりとするような意思表示という立ち位置かと思いません。

校長会等の意見を聞いたかというようなお話ですけれども、教育委員及び校長会からの意見も踏まえたものということで聞いております。

○尾川委員 いや、私は市長に決定すると言よんじゃないよ。要するに、何かやるといえば、やはり現場がどう考えて、何の問題があつてそのためにどう対策を立てて、方針を出すというのがなかったら。ただ市長が何もつかんでないとは言わんよ。だけど、かなりいろんな現場の意

見を持ってこんと、例えば広報「びぜん」のコーナーをやめて、あれも見とってあれだけようやるなあという感じがします。市民はよう見とんだから、例えばそういうことから逆にフィードバックしてもって、そのためのパブリックコメントかも知れんけど。市長に大綱を決める決定権がないとは言わんよ。だけど、その決定する前提条件というもんがあるんでしょ。そのためのいろんな条件を満たしてもらわにゃあいけんよと、本当に教育委員がいろんな意見を出とんか、じゃあどう評価しとんか、何年間かやって、その評価で大綱を変えようとしとるわけじゃから。じゃ、何が欠けとったんかというのを明確に、副資料にそういうもんがあつてしかるべきじゃねえかなあと、これ見たときにね。これで意見出せえというて、そらあやってみりゃあええ。やりゃあええけど、ちょっと疑問に思うからな。どうもちょっと思考方法が違う。

○岩崎企画課長 委員のおっしゃることも大変よくわかります。それで、これは第1回の会議が5月にありまして、その中で教育委員さんに前回の的大綱についてどういうことであつたか、どういうものであつたかということの評価と、今後どういうものにしたらいいのかというようなこともお聞きしました。そういう中で、前回のものは具体的な政策というものが網羅的にいろんな形で33項目あつたんですけど、余りにも多過ぎてというようなこと、それと基本理念にしましても、「すべては子どもたちのために」ということで、大きな目的のために、少しわかりづらいとか、曖昧な形になっているので、もう少し具体的に、そういう目標をしっかりと定めたほうがいいのかというような御意見をいただきました。それを第1回の会議でいただきまして、それは議事録として公表もさせていただいております。

第2回の委員会では、そういうものも踏まえまして、この8月に、その後3カ月ほどかけていろいろな御意見いただきまして、それを教育委員会と企画課で互いに共同提案できるようなものをすり合わせましてつくったものでございます。

それに続きまして、また御意見をいただきたいと思っております。

○川崎委員 大したことじゃないんだけど、まず理念の前に解説的なことが載ってます。それで、教育の言葉の使い、適正用語じゃないけど、「すべて子どもたち」というたら、私は義務教育を中心に置いたこの教育大綱ではないのかなあと思うんで、何で子供たちの教育というところに、一人一人豊かに協働するまちづくりの中に、市民が出てくるのかなあ。私は、これは子供たちがまちづくりの主体者として個性を伸ばすとともにというような教育の用語、教育分野で使う言葉のほうがいいんじゃないのかなあ。そこの下にもう市民みずからじゃなくて、子供みずからというふうにかえたほうがいいんじゃないかとか、それから他者という言葉は非常によくない。友や仲間とかかわりながら協働性を高めていくというような、ここの解説的な、理念の解説かどうかわかりませんが、言葉の使い方がちょっと雑ではないのかなあ。私は、教育用語としては向いてないのではないかなあという意見を持っています。採用するかどうかは別として、考慮してください。

基本理念の下に、生きる力、特に学ぶ意欲と他者と協働する力となっていますけど、やっぱりここも友か、できたら仲間と協働する力ぐらいが子供たちの世界ではいいんじゃないのかなあ

思っております。

その他、取り組み方針の中にも、他者というような言葉が出てきていますが、子供の世界では自分主体と他者かなんか、どういう言葉がいいのかよくわかりませんが、大人の使うような他者だとか、自分本位とかというような言葉の使い方というのは、慎重ではあるべきじゃではないかなあと思っていますので、そういう考え方、用語の使い方一つも教育分野というのは慎重であるべきだろうということを意見として述べておきます。

○岩崎企画課長 ありがとうございます。

ただ、ここで子供たちに対する教育だけではなくて、それを取り巻く大人たち、社会全体が学び、そして教えというようなことで考えてみなさいということを教育委員がおっしゃられました。そういうことを踏まえて、私たちはこれを取りまとめております。

○川崎委員 郷土を愛する心を育みとかという、これはどう考えても大人が子供に対する教育のような言葉で、市民全体の、社会全体を考えるんじゃないら、学習という言葉を入れなきゃいけませんよ。大人は独習とか学習とか、そういう言葉を入れるならこういう言葉もいいのかわかりませんが、全体としては明らかに子供たちに対する教育が中心の大綱になっとんじゃないかな、理念は。であったら、市民がバックアップするのは当たり前で、やはり子供たちならそういう子供たちに適正に理解できるような言葉を使うべきだろうと思う。市民全体の社会教育というんだったら、教育という言葉じゃなく、学習という言葉、学習のほかに何かあるか、勉強か、勤労か、何かいろいろありますよね。そういう社会全体でいくんだったら教育者ならもっと違う言葉を使っていたきたいなということも要望しときます。

○石原委員長 これはもう要望で、こういう意見が出ましたということで含みおきください。

○掛谷委員 1つ、いわゆるロードマップ、前の教育長が、今回見直しと、それはロードマップに書いとるとおりで、それはいいんですよ。ただ、尾川委員が言われるように、ロードマップをつくって3年たって見直すんだけど、その検証は結局教育委員会だけの範囲でこれをつくっておられるところが果たしてどうなのかなど。これからいろんなパブリックコメントをしたり、これが全て通るといえるか、このとおりになりますということではないかとは思いますが、やはりちょっと前の大綱を見ると、結構抽象的な部分もあるけど、具体的なものを5つにわたって書いています。だから、これが全て悪いということでは当然ないと思う。ただ、例えば中学校の統廃合であるとかということは、ちょっと曖昧であったりして、学びを支える環境整備は結構具体的なものが並んでいるんですけど、上のほうになるとそれこそ抽象的なんです。これは一体何々なのか。この学びを支える環境整備、何でもっと具体的でないのかというのはちょっと不思議なんです。だから、出していく、たたき台がないとできないんだからいいんだけど、検証はどこでされて、これは教育委員会の中でつくられたと思うんだけど、そのあたりがどうお考えなのか、ちょっと不思議だなあと思うんですけど、この3番みたいなことにならんのですか。何で重点取り組み方針では、上の2つは何か抽象的ですけどねえ。

○岩崎企画課長 評価に関しましては、市長部局といたしましては、事務事業評価の中で評価し

ていくかと思えます。教育委員会としましては、教育委員会の中でのその事務の管理、執行の状況の点検というような形で評価されるのではないかと考えております。

それと、重点取り組み方針につきましては、学ぶ意欲の育成、他者と協働する力の育成という2つの観点、それを具体的な環境整備としてあらわしているのがその3番目の学びを支える環境整備という形になっております。

○掛谷委員 主体的であるとか、実践的であるとかというようなことを言われたこともあります。やっぱりもう少しちゃんとした形で、もう少し具体的なものを、具体性が前のほうはないと言われて、前回、3年前に示したロードマップは余り具体的でないと言われて、逆に言うと、学ぶ意欲の育成ところ、他者の協働する力の育成が余りにも具体的にないと思えますので、もう少し具体的なものを出していかれたらどうかと思えます。

今、他者という話が出ましたけど、このやっぱり他者というのは、本当によくはないと思えますよ。やはり社会と協働するとか、地域と協働するとか、そういうふうに、他者というふうな文言というのは、何か漠然とし、何かよそ者ようになってくるわけですよ。地域社会とか、そういうふうな文言にしてもそういう話があったということで取り入れたんだろうと思えますけど、ちょっとどうかと思えます。具体性をとにかく1、2、3、3つあるんですけど、1、2が余りにもないんじゃないかということをやっと意見として述べさせていただきます。

コメントを求めます。

○岩崎企画課長 参考にさせていただきたいと思えます。

○石原委員長 よろしく申し上げます。

教育大綱につきましてはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ここで委員会中途ですけれども、休憩をとりたいと思えます。

午後2時23分 休憩

午後2時35分 再開

○石原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

その他の報告事項につきまして、何かございますか。

○掛谷委員 第1回備前楷の木賞の件で、募集要項が出てきてははっきりしたんですが、何点かお聞きします。

まず、これは何人ぐらいを想定しているんですか。地域貢献、スポーツ、芸術、学び、楷の木大賞もありますけども、たしか予算があったと思うんで、お聞きしたいんですけども。

○高見秘書広報課長 各賞1名、該当があれば大賞1名、計5名ということでの想定で行っております。

○掛谷委員 そこで、表彰状はあると思えます。でも、表彰状というのも例えばこういうふうにかいたら表彰状があるような、いろいろ意見はありますけど。品のいい、ただの紙の表彰状はもう今は要らんのですわ、ほとんど。個人的な見解ですけど。表彰状もよく考えてもらいたい、

もらってもいいような品のあるものを。

○高見秘書広報課長 御意見承りまして、今のところ予算的には今までどおりの表彰状ということでの予算取りはさせていただいておりますが、予算内でそういうことができるのであればちょっと考えてみたいと思います。ありがとうございます。

○掛谷委員 予算の総額は。

○高見秘書広報課長 22万8,000円です。

○掛谷委員 いちゃもんのごめんなさい。そういう意味じゃなくていいものという意味で言っているんです。表彰状も品のある、そんな大金を使えという意味じゃありません。1万円相当の図書カード、考えもそういうのもあるんですが、やはり僕は本来ならもうちょっとお金をたくさんあげるべきだと思います。1万円、お金じゃあないと言われたらそうかな、もう少し予算も目いっぱい別に使っても、どうせするんだったらよ、各分野が1名でしょう。楷の木大賞があったら別だけど、あったとしても大賞はちょっとお金が高くてもいいのかなあと、4つか5つか、ほんなら4万円で、表彰状があるだろうけど、1万円の図書カードは子供みたいな話ですわ、はっきり言って。スポーツ大会では、3,000円、5,000円、例えばもらえるんですよ、図書カードみたいもん。それをこういう本当にすごく大層な備前楷の木賞の地域貢献賞じゃ、スポーツ賞じゃというんがあって、1万円、もうほんまにやるならもう少しきちんとやったほうがいい。10万円とは言わんけど、もうほりゃあ1万円では、お茶を濁して、はいいただきましたという、余りありがたみはないですよ、はっきり言って。そういう意味では、予算なんかもどうせやるんなら反対しません。目いっぱいつけるかこれを見直して何でも使える、図書カードですから、図書しか使えません。もうちょっとちゃんとした品のある、例えば祝儀袋にきちっとするか、もう品がない、大体、これ自体の考えが。もうちょっと品のあること、さすがは備前市でいいのつくった、もらった人も、それを見よった人も、すごいなあというようなことができますかと、笑うような人がおる。どうですか。

○石原委員長 商品についてですけど。

○高見秘書広報課長 まだ考える余裕が若干ありますので、ありがたい御意見として参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

○掛谷委員 この推薦方法は、もっと具体的にどういうふうな推薦なのかももう少し詳しくお願いします。

○高見秘書広報課長 一応推薦書という様式を定めて、それにのっかって提出していただくということにはなるんですけども、書き方につきましては、例を出したいとは考えているんですけども、今のところまだそこまでのものができてないということでございます。

○掛谷委員 これは、自分から手を挙げられるもんじゃないんで、本当に推薦人がどういう方になってくるんか、その辺の推薦書をどういう人が上げてこられるんですかね。まだ、その辺のところは。例えば、仮にですよ、地域貢献だから地域の区長さんあたりが出してくるんか、スポーツであればスポーツ関係者の体育協会から出してくるんか、芸術文化ではありますねえ、団体

が。そういうふうな、どこから推薦をしようとしとんか、ちょっとその辺が本当に、自分が手が挙げられんので、これは。その団体から推薦が上がってくるのか、その辺はもう全然決まっていないですか。

○高見秘書広報課長 今のところこの団体へお願いするとか、どこから出してくださいということの想定はいたしておりませんが、今後、これを周知するときに、今協議している職員等をお願いして、各部署へは投げさせていただく予定にはしております。

○掛谷委員 初めてのことで、最初が肝心、最初にきちとした形で皆さんが拍手をいただけるようないいものにしてやっていただきたいということを要望します。

○尾川委員 関連で、募集方法ですけど、私は団体の何じゃなしに、誰でも推薦すりゃあいいんじゃないかと、変わった推薦方法で。どっかもとの団体から推薦するとかという、順番になる可能性があるから、誰でも、極端な言い方したらもう隣の人でもいいというような、中身を精査して表彰するというのでいいんじゃないかと思うんです。

それから一番聞きたいのは、ここへ書いてある評価コンセプト、主体性、協働性、ゴシックでこう書いとんですけど、これがちょっとよう理解できんと、教育大綱の何か言葉で出てきたような気がしたんですけど、その辺を少しかみ砕いて、わかりやすう、世界遺産で何とかかんとかというて、普遍性とかというやつと一緒に、何を言よんやら私はわからんので、もっと口語調に、主体性というのはどういうもんですよと、それからあるいは協働性とはどういうもんですよと、それから実践性というのはこういうもんですよと、何年に一遍しようとか、何十年続けてやりようとか、そういうことをもっと具体的にしたら、推薦するほうとしたらわかりやすくないかと思うんですけど、いかがですか。

○高見秘書広報課長 先ほど推薦母体というふうな言い方になってしまったかとは思いますが、これにつきましては決めているということではなくて、一応初めてなのでそういうところにも投げかけないという出でこないのかなというふうなことで、助けていただくという意味で出させていただきたいという考え方です。もちろんこれはどなたから出てきてもお受けしますというのが大前提だと考えております。

それから、先ほどの主体性、協働性及び実践性のあたりは、これは議員おっしゃられるとおり、教育大綱のほうから引っ張らせていただきました。わかりにくいということではありますが、かみくだいて言うと、頑張っている人、とにかく一生懸命やっている人を拾い出す、探し出す、そういったことがまず一番にありまして、それをいろんな角度から探していただきたい、そういう思いでこういう言葉にさせていただいているところです。

○尾川委員 その言葉のほうがよくわかるんじゃないですか。

○高見秘書広報課長 一応格式張ってするということになるのかなということでさせていただいておりますが、周知するときにはもう少しわかりやすくさせていただこうと思います。

○石原委員長 報告事項、その他にもありましたけれども、ほかにはよろしいでしょうか。

○尾川委員 落雷による日生総合支所の電話交換機の故障ということなんですけど、総合支所に

は避雷針というんか、落雷対策というのはやっていなかったんですか。

○大道日生総合支所長 申しわけございません。十分把握はできておりませんが、電話機だけに被害が起きたということでございます。

○尾川委員 だから、故障を直すだけじゃなしに、もとを絶たにゃあ、また起こる可能性があるんで、水平展開というんじゃねえけど、例えば日生だけじゃなしに、ここの本所もあるんか、三石があるんか、吉永あるんか、少しそういう展開して、もとを絶たなんたら、そりゃあ直すからお金が要るぞというだけじゃあ、ちょっとお粗末なんじゃないかなという感じするんですけど、いかがですか。

○大道日生総合支所長 ありがとうございます。十分精査して二度と起こらないように努めてまいります。

○石原委員長 ほかにこの件に関して。

○掛谷委員 その下の日生港定期船待ち合い。これは台風の高潮等が引き金でこういうことになったと、やむを得ない、一番下に今後の対応について、安全のことも書いてますんで、問題は1から3ですか、撤去・解体、修繕、解体・撤去し新築と、未定ですけど、あります。このことについては、未定なんで何とも言えないと思いますけど、近々の課題だと思うんですよね。例えば、これが補助金なんかはないとは思うんですけど、今後のスケジュールはどのように考えているんでしょうか。

○大道日生総合支所長 今考えられるのは、2番の修繕で待ち合い機能が維持できたらなというのが一番安く上がるのではないかと考えております。補助金についてはないと思います。

○掛谷委員 修繕で対応できると踏んでいるということになると、これは補正予算、12月、結構時間かかりますよねえ、またこれを、もう半年ぐらいかかってしまうんですけど、そういうことになるんですか。

○大道日生総合支所長 現在持っております修繕費が幾ら残っているか把握はできていませんが、それらを充てがいながら足らずは流用し、合計が出ましたら補正なりして流用戻しもできたらなと考えております。

○掛谷委員 ということは、もう即かかっていきたいというのが本音ですか。

○大道日生総合支所長 利用者の利便さ考えれば、一刻も早くしたいということは考えております。

○石原委員長 報告事項について、ほかによろしいでしょうか。

○尾川委員 台風20号と21号に関係して、ちょっとお願いというかね、被害状況というのが何件何件と書いてあって、個人情報があるから名前まではいいですけど、降雨量とその潮の問題と、それから家屋の床下、床上というふうなものを地図の上にも落としてもらって、そういう傾向として把握できたらなあというのがありますが、お願いできんでしょうか。

○藤田危機管理課長 今回の件につきましては、台風20号、21号にしましても、高潮ということでございますので、大体つかりそうなところというのは決まっておりますので、次回の報告

のときにはそういったものも用意させていただきます。

○尾川委員 よろしくをお願いします。

○掛谷委員 台風21号、いろいろあるんですが、ちょっと日生の件で、高潮によって内水がはけなくて、要するに海面が高くなってはけない、内水がたまって床下、床上が出ている、構造的な問題があるということと、もう一つ指摘されとんのは、日生は防潮堤があるがゆえに逆に引くのが遅いと、その防潮堤がないときにはもっと早く引いていたという、2つの指摘を知り合いの住民から受けております。構造的で非常に難しい問題なんですけど、もう諦めよと、どうしようもないぞというようなことも半分言うんですけども。今後、1つは内水の問題をどうするか、防潮堤をさらに片上や日生も、今度は向こうのつり幸のあたりもやるんですが、この辺の検証を踏まえて、防潮堤は県に申し上げることは申し上げていかなきゃあ、事業を続けることが果たしていいのか、いいことはやりゃあいいんですよ、ただそのことが、特に日生のことについては、逆効果になっているということも指摘する人もおるわけですよ。非常に難しい問題ですけど、市としてそういうところはどうか考えて、今後は対応するのか教えてほしいんです。

○藤田危機管理課長 逆効果になっているとは思いませんけれど、以前御連絡いただいたときのお話だと思います。高潮については、溝から入ってきたり、いろんな要件が重なって入ってくるものですので、上からだけじゃなくて、下からも入ってくるというような状況があります。これを全てとめようというのは、なかなか難しい問題ですので、何とも言えませんけれど、ちょっといろんな様子をもう少し聞いてみたいと思います。

○掛谷委員 私言いたいのは、よく実態調査をしてもらいたい。関係者、関係エリアの人が、特に防潮堤については、県がやる事業じゃからええがなというて、何も言わないということではいけないと思うんですよ。県は県でそれは恐らくお金をつける以上は、メリットなりいろんなこと考えてやるんでしょう。ただ、現場はやっぱりこの備前市にあるわけなんです。そのことをどれだけ県が把握しているかは疑問です。だから、しっかりと、県がやる事業じゃから市は関係ないと言われても、そりゃそうなんだけど、実際住んでいるのは備前市民ですから、そこは現場の声をしっかり聞いて、それで言うべきことは県に言っていただきたい。内水についても、本当にどういう方法があるかというものをしっかりと時間はかかってもよく意見を聞いて、もう諦めとんですから、しょうがない、泣き寝入りじゃないですけど。そういうことがよくないと思うんです。現場の意見をしっかり聞いてもらいたいということを要望します。

○藤田危機管理課長 要望として承っております。

○石原委員長 この件に関しては、明後日の委員会もごさいますので、そちらで取り上げていただきたい。

○田口委員 防潮堤の件ですけど、この前の一般質問で、県は毎年順次計画しているという答弁だったように思うんですけど、さっき掛谷委員も言われたように、この前も片上湾のマックスバリューの向こうは防潮堤の上まで来とんですよ。だから、県に対しても防潮堤をやるにしても、高さの検討からやり直す、それから今回私も日生のほうずっと見たり、片上湾のところも

知り合いがおりますんで、その聞き取り調査をしましたけど、実際にどこからどういう形で来ているのかということもやっぱり調査して、もう石垣とかそういうところから来とって、今の状態ではどうにも対処が絶対できないんだっていうんだったら、またほかの方法を考えにゃあいけないのだろうと思うんです。そういう辺も含めて、ぜひ県には今の高さでは足りていないとかということもやっぱり地元の場合言っているんで、同じ工事をやるにしても、この部分はもう防潮堤の設置が不可能じゃないかということもあるとも言われてますんで、そういうことも含めて県とも協議をしていただきたいということで、要望としてお願いしときます。

○石原委員長 ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、報告事項につきましては、以上をもちまして終了いたします。

***** 所管事務調査 *****

それでは、引き続きですけれども、所管事務調査に入らせていただきます。

何かございましたら。

○尾川委員 総務部長にお聞きしたいんですけど、新聞に出とった基準地価について、備前市の場合はほとんど全部下がってきてる。瀬戸内市が何カ所かアップしとる、あるいは横ばいのところがある、立派なもんじゃなあと。赤磐市も上がるところもあるし、下がるところもあるし、下がるところが多いのかな。

要するに、備前市はもう全部下がり、以前から新聞記者に、地価の問題が一番の大問題よと言われるわけです。去年もそういう傾向で、たしか去年も聞いたと思うんですけど。このことについて、市としてどういう考えされて、どうしようもないというのはわかるんですよ。だけど、どういうふうと考えられとんか、いろんなところに影響が出るんじゃないかなあと感じるんで、所見をお伺いしたいんですけど。

○佐藤総務部長 今回新聞に出ておりましたのは、7月1日基準の地価の調査の結果ということになっております。不動産鑑定士さんが鑑定した結果ということにはなろうかと思うんですけども、ひいてはこれが固定資産税の評価にも響いてきますので、税収の減にもなるということなんです。土地の取引の価格がそれだけ下がってきているということですので、取引をふやしていくということもその価格の上昇ということにつながってくるんでしょうけれど、こちらで誘導できることがあればいいんですけど、その誘導できるような方策についても何か考えていかなければならないなとは思っております。すぐに効果が出てくるものはないでしょうけれども、何かできればなというところがございます。

○尾川委員 そのくらいの答弁になると思うんですけど、何かそういう切口で、地価というものの、備前市内の土地の魅力化というのを考えてほしいなと思って質問させてもらったんですが、何か具体的にはないですかなあ。

○佐藤総務部長 市でできるといえば、宅地造成分譲事業で、つつじが丘団地をつくっておりますけれども、ああいった事業にもっとほかのところでも取り組むとか、要は土地の取引を活性化

させていくということになるかと思うんですけど、今思いつくところでいえば、つつじが丘ぐらいしかないかなというふうには思います。

○石原委員長 この件に関してよろしいか。

この件、地価等ですね、よろしいですか。

じゃあ、ほかの件で。

○掛谷委員 いろんなところとの連携協定、大学、それから企業、前市長時代を初め、今の市長も結構積極的にやっとなられて、非常にいいと思うんです。ただ、大学との協定をして、次に展開しているところも実際あるんで、全てとは言いませんけども。そのあたりは、どういうふうに、例えば健康寿命とか、健康増進のようなどころもあるし、住宅もあるし、それから観光もあるし、いろいろあるんですね。連携をして具体的にどうやってやろうかというものは、よく見えないうんですけどね。そこのところをもうちょっと計画をつくって、連携協定をしているところ、こういう大学ではこれをやろうと、こういうところにはこういうふうにやろうとかという、全てとは言いませんけども。考え方はどうなんだろうかとこのところをお聞きしたいんです。

○岩崎企画課長 現在、大学とは関西福祉大学も含めて9大学と連携しております。その中で、例えば県立大学でしたら日生総合支所にコモンズを開設させていただいたりとか、また片上地区へ県立大学からいろんな学生が入って活動されるといったような連携もとらせていただいております。

委員のおっしゃられるように、たくさんの協定を結んでいる中で何か目的を持ってそれぞれとやり、またそれを目に見える形で示していただきたいということだとは思いますが、現在もそういう形で個別にはやっておるんですが、なかなかうまくそれがお示しできてないというところは反省しないといけないと思っておりますので、今後そういったところもわかり次第お示ししていきたいと思っております。

また、企業さん側につきましては、健康と暮らしの向上のためのまちづくりというような形で、山陽ホームズさんと県立大学さんとの連携協定を結んでおまして、ただいま市内の健康づくりというようなことでの何か事業ができないかということで、保健課が主体となってプロジェクトチームの中で検討されております。

それとまた、モンベルさんなんかにつきましては、産業観光課で観光面の取り組みというようなものも進んでいるように聞いております。

また、ミサワホームさんなんかですと、今回のRESASの関係のプロジェクト、そういったところでの協力をいただいておりますので、そういったものを個々に進めていくこととなりますが、できるだけそういったこともわかり次第お示しさせていただけたらと思っております。

○掛谷委員 私が言いたいのは、備前市の場合は全て、一つの計画をつくる前提としてのフォーマットじゃないけど、大学また企業、団体、そういったものを網羅をした中で、それについて今どういう協定を結んで中身はこうだ、今やっているのはこうだ、やっていないのはやっていません、やっぱりそういうちゃんとしたものをつくって、その上でじゃあ連携できていないところの

大学について、ただ連携して調印をただけじゃあ意味がないんで、そこが何を言ったらやってくださるんかというところまで突っ込む。協定をただ結んでも意味ないんですから。協定を結んでないところについては、じゃどういうことができるんかということをやっぱり突っ込んでやらないと、それはもういつまでたってもできません。

例えば、防災一つにしても、防災知識のある人は大学の中にも多分いると思います。そういう人を活用した防災のまちづくりなんもできないことはないと思うんです。だから、大綱的にきっちりとまとめたものをつくって、それに一つ一つどうしたらいいかという計画を立ててもらいたい。やりっ放しじゃいけん。やっているところはそれでいいんです、評価するんですけど。そういう考えを持ってやってもらいたいと思うんですけど、いかがですか。

○岩崎企画課長 ことし2月の委員会で、備前市連携協定の一覧ということで、その事業の連携内容ですとか、協定後の実態ということで資料をお出しさせていただきました。そういったことで、今後も同じように現時点の状況というのを把握しながら、その都度また皆さんにお示しできればと考えております。

○掛谷委員 ですから、計画を立てるところまで突っ込んでもらいたいという、一覧はできます、足らずのところ、やってないところ、そういうところはどうかやっていこうかというものを突っ込んでやっていってもらいたいということをぜひよろしくお願いします。

○川崎委員 連携協定の関係で言うたら、やっぱり各大学、何校あるんかわかりましたけど、岡大なんかでも総合学科ということで、市民公開講座なんかたしか工・文学部なんかやっていることもありました。そういう意味では、教育理念で実践や何やかんやとか、問題意識を持ってとか、具体的にいろいろ書いています。そういう意味では、やはり各大学でこういう専門研究をやっているとか、最先端の、工学関係であれば、これからの社会構造が急激にAIで変わっていく状況が来ていますから、そういうもののやっぱり将来性についての市民講座、それからここは8割山林と海だから、そういう意味じゃあ1次産業、農林漁業含めまして、理科大なんかは好適環境水というてやっていますから、やっぱり各大学の得意としている、評価できるような分野の最先端の先生を呼んで社会教育というんか、何か子供だけじゃあないようなということを言うんだったら、職員も含めてもう少し最先端の学問の到達段階をわかりやすく講義していただけるような市民大学講座ぐらいは、接点をつくる意味では一番具体的に具体化できるし、そういう中で問題意識が高まれば、具体的な実践行動である企業というんですか、新しく若者を含めての新しい起業を創出していくと、起業家の養成なんかにも使えるだろうし、せっかく国立大学もあることですから、岡山県の一番端ということもありまして、なかなかそういうことが伝わらん可能性もあるけども、ぜひ公開講座などというのは、ちょっと予算組んでいただけりゃあできることだから、この市民センターでやるか、新しくできた新庁舎の大会議室でやるか、そういうこと含めてぜひやってもらいたい。すぐできる関係プレーだということだけ提案しときます。

○尾川委員 報告では、学生協会包括連携協定という、大学生が主体となって活動しとるというふうにお聞きしたんですけど、これはどの程度予算とって、どういうことになっとんんですか。

○岩崎企画課長 済みません。企画課としては、そのところは把握はしてないんですけども、ボランティア協会ということで、日生にも既に8回来ていらっしゃいますけど、ですから活動については自分たちでということを知っています。ですから、市として提供できるのは場所を提供するとかということではないのかなと思っております。

○尾川委員 はい、わかりました。

○石原委員長 よろしいか。

連携協定についてはこういうところで。

そのほかの事項で。

○掛谷委員 やはりことしは何といても災害ということで、私も一般質問でかなりそこをやったんですが、平成27年度につくった地域防災計画の見直しはもちろんされるんですが、これが平成31年度中にはでき上がるのかなと思うんですけど、その辺の見直しをもう一回、何を、どんなところを見直して、いつごろできるかというところがわかれば教えてください。

○藤田危機管理課長 平成27年2月に地域防災計画をつくっておりますけれど、それから見直しを行っておりませんので、各地で大きな地震であったり、水害が起きていますので、そういったものの修正を国が行いまして、それに伴う県の修正、それから市町村の修正という形になります。内容としては、そういったものの修正、それからあと指定避難所であるとか、緊急指定避難所等の指定を行っていきたくと、できれば今年度中には仕上げたいと思っています。

○掛谷委員 今年度中、早いほうがいいんですけど、そんなに早くはできないと。というのが、大卒なことではできんですけど、資料編といった細かいことになってくると、予算が伴うことも想定するべきだと思うんですよ。例えば、備蓄品について、相当被害がある、大規模災害を想定した場合、いわゆる段ボールを活用したベッドであるとか仕切り板であるとか、そういうのはこの東北の津波のときにはもう活用されておりますし、そういうものの備蓄品に関しては、ボランティアで提供されて、ただでもらえるようなところもあるかわかりません。基本的には備蓄品について見直しがあつて、お金も要ると思います。そういうものをひっくるめると、何か今年度中というのは非常に難しいのではないかと。ただ単に備蓄品だけのことを言うわけじゃない。お金がかかる部分はさまざまですよ。やっぱり備蓄品はお金がかかりますから、慌てなくてもいいんじゃないかと思う。多分、見直しはそういうのは含まれてはないんでしょう。どうですか。

○藤田危機管理課長 今直せるものを直すということで、備蓄品の種類がどうこうとかいうところまでは修正の中に入れていたわけではございませんので、できることから修正をしていくということを考えております。

○掛谷委員 例えば、ハザードマップは4つぐらいあるんじゃないだろうか、池も含めて、いわゆる液状化も必要だと思っとうですよ。岡山市、倉敷市なんかは、もうどっちかといえば液状化でやられると、倒壊するということもありますけど、液状化でやられてしまうというのは、倉敷、岡山は大問題になっているわけですよ。備前は、山林が多いんで、もう土地が少ないんで、被害エリアがもう限られとるんです。だけど、平地がないんだから、そこを埋め立てるといような

まちですからね、吉永は別として。結構比率としては高いんですよ。市長は、そんなにあるのかなあというようなことを言われたんで、それは違うんじゃないかと。液状化に対するマップは、国も言っていますよね。つくられますよね。

○藤田危機管理課長 液状化については、先日、新聞に出ていましたように努力義務ということでございますので、そういったものも予算が伴うものでございますので、ここですぐしますとかということは言えませんが、何か国、県等が示していただければ、市としても作成していくべきじゃないかという考えはあります。

○掛谷委員 見直しを早急にして、やれるところを見直していただいて、今年度中に見直せるところはやるよと。じゃあ、予算のことがあったり、国や県の指針があったり、そういうことで見直しが先送りになるものもありますよということになると、追加でまた別冊みたいになることも考えられるんですよ。

2つ言いたいのは、そういうことで命と財産を守る、これほどのものに予算をつける、どこまでつけるかは別として。これをやはり考えないことはおかしいと思う。それはふるさと納税のお金を使うのも一つの手ですよ。これは本当にしもうたという話にならんのですわ。最悪のところを想定しながらお金を徐々につけていく、一遍につけるのもいろいろバランスがある。だけど、ふやしていくべきだと思います。それが1つです。

もう一つは、きちんとした情報なり、ソフト面のこともしっかり対応していかなければならんで、危機管理の担当をもう一人ぐらいふやして頑張ってもらいたい。それは予算もハード面でのそういうものも含めて人員配置も、これはやっておかないと、もう地震が毎日起きようりますよ。いつ起こるかわかりませんよ。増員を図るべきというような声があったぞと市長に言ってもらいたいんですけど、そこも含めて予算、それからどれだけ力を入れていくかというようなことについて、室長にお伺いします。

○高山市長公室長 委員がおっしゃいました安心・安全にかかわる防災ということでございます。

本当に全国でいろんなことが起きております。そうしたことに対応するためには、やはりそれは人手も要りますし、予算もしっかりと要るというようなことはございます。その辺のところは、念頭に置きながら庁内でいろいろ検討してまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○掛谷委員 お金がないないと大体言われるんですよ。バランスとかいろいろ言われるんですよ。要するに、そりゃあ余りしたくない、極端にとれば、やらないというようにもとれるんですよ。やはりこれはもう今日本の一番の大きな問題です。日本列島、日本の国として、災害・防災・減災というのは、最大の問題だと思っております。すごい何百億円、何千億円という損害を与えているわけですね。ですから、また人命ということについては、これほどのことはないんですよ。ですから、きちっと予算確保をしてもらいたい。

それから、やっぱり増員もこの1年間ぐらいかけて一生懸命やると、それ過ぎたらいいという

意味じゃありません。要望しときます。もう一度決意のほどを。

○高山市長公室長 市民の安心・安全という部門でございますので、しっかりした体制も含めて考えてまいりたいと思います。

○川崎委員 この1日だったか、東南海地震の防災訓練をやっています。それはそれで必要なんでしょうけど、日生地区でいえば、地震によって3階建ての木造が倒壊すれば、250号の交通が遮断されるわけですよ、救急車も消防車も何も走らんわけですよ。そういう意味で、三軒屋から中小路、四軒屋にかけて、古い木造建築及び鉄筋の古い建物が何戸かあるわけですよ。主要な道路で危険箇所については、何か国の予算が出て、耐震化か取り壊しかやるような説明があったと思うんですよ。ちょっと本気で、確率も7割から8割に上がったということなら、30年以内なら30年先じゃあというて、普通誰もが30年先で余り関係ないというふうに捉えがちなんですけど、1割上がりゃあもっと近い将来に東南海地震が来るのかなあと思えば、やっぱり1本しかない主要道路についての障害となる建物について、今耐震化を進めるか、国との連携でそういう予算を獲得できるならやって。何せ一番心配なのは、3階建ての木造がちょうど曲がり角にあります。手前も結構古い鉄筋の建物かな。そういうところは、交通が完全に遮断されると、やはり救急車と消防車が走れなくなるというのが一番怖いですよ、一旦火が出たらもう消しようがないじゃないですか。やはり消防車、救急車が遮断される可能性のある建物についてどう対応するんかというのは、防災計画の基本の基本ですから。国もそういう指針出しているわけでしょう。主要道路についての障害となるような建物については、やっぱり具体化してほしい。

私が走った範囲では、日生地区の250号沿いが一番危ない箇所としてあるんじゃないかなと思っています。備前や吉永なんかはやっぱり道路も広いし、建物の密度が低いですからね。それと、立派な建物が多いなあと。吉永の駅前通りはちょっと古いのがあのかなあと思うんですけど、必ずしもあの道路を通らなくても吉永なんかはいろんなところがあるから、迂回すれば走れますからね。だけど、日生地区はもう全く走れないということですから。海上消防艇でもつくりゃあ、火事は消えるかわからん、海岸線はねということですけど、火事と人命を確保というのは、ヘリコプターが来てくれりゃあ何も言うことないけど。救急車じゃなしに、消防車が走れることだけは、防災の基本でやっていただきたいなあと、そうせんと阪神大震災の二の舞になる可能性があるなあというような危機意識を持っていますんで、よろしくお願いします。

○石原委員長 ほかにはよろしいですか。

違う件で何かございましたら。

○川崎委員 坂根の給水施設が遊んどんやけど、なかなか基幹送水管が対水圧に耐えられんからためて流さんのじゃということじゃけど、単に無駄遣いしているというだけじゃなく、本当に耐震化しないことには、今回の災害でも上水道がとまって掃除も何ももう本当に大変な状況だということが報道されましたからね。やっぱり基幹送水管についての耐震化と古い管をかえるというのは、そういう意味じゃあ新庁舎を建てかえるどころじゃないですよ、いつ来るかわからん。あしたの朝、大地震が来るかもわからんのじゃから、これだけは。そういう意味では、早くから

備える意味では、上水道については最も公共事業の中では優先すべき課題ではないかなあというふうに思ってますんで、災害・防災の意味からもぜひそういうのも本気で論議し、決めていただきたいなあということも要望ときます。

○石原委員長 坂根の議論をここでいいんですか。庁舎というか、建物の今後についてというか、ということはこちらですか。

○砂田施設建設・再編課長 今そういう公共施設に関する総合管理計画というものの作成をしています。この中で、いろんな市が持っている施設、不特定多数の方が利用するものも含めて、今後のあり方等について、これから計画をつくっていくということで進めております。まだちょっと時間かかるんですけども、公会計との関係もございまして、31年度あたりにまとめに入りたいと考えております。

○掛谷委員 公共施設の総合管理計画で、お尋ねするんですけど、PPP、それからPFIとか、民間のそういったものを活用しながらやっていきたいというようなことを言われられましたけども、実際のところはこれは内々で全部やっていかれるのか、コンサルなりそういう委託業者とコラボするのかなというようなこともありますけど、どういう手法を使われるのか、インフラ関係、それから公共施設関係、2つに分かれると思いますが、どういうふうな手法でやっていかれるのかお聞きしたいんですけども。

○砂田施設建設・再編課長 今は、委員がおっしゃられたような民間活力の利用というのももちろん視野には入っておりますけども、まずは今の備前市にある建物、公共施設をどんなふうに維持していくか、また再編していくか、機能を移していくか、そういったことの構想ができてこない、じゃあそれをどんな形で維持管理する、もしくはまた新設する、そのときに民間活力をどんなふうに導入するというふうなところの整理まで、まだ至らないのかと思っています。

まずは、公共施設全体については洗い出しをしておりますけども、その個々の施設についてどんな状況なのか、そういったことも踏まえた上で全体の再編計画の作成をやっていきたいと考えております。

○掛谷委員 そんな中で、例えば市長さんが蔚山科学大学の関係で、たしか日生総合支所の一角を使ってとかという話もありました。それから、前は温浴施設の2階にたしかインターネット関係のものを誘致したらいいんじゃないとか、いろいろおっしゃられるわけで、ということは計画を立てる前に個別でできるところからやっというのが市長さんのお考えのようでございます。ですから、二刀流でいくんじゃないかと、片や総合的に考えていく、片やそういうできるところから、例えば立て直しなり修理、こうして改修工事をやってやるとか、そういうことも現実には言っておられるわけなんで、考え方は両立てでいくんですかね。

○砂田施設建設・再編課長 個別施設についていろんな利用方法等について、これは各部署で考えられている面もあると思います。施設建設・再編課としてやっているのは、そういったことがありはしても、全体的な再編計画というものを考えていきたいと思っております。

○掛谷委員 わかるんですよ。ただ、そういうふうに個別に言われると、相矛盾するんじゃない

かなあと。どっちを優先していくんですかという話の中で、全体がまだ決まってないんで、当面は個別施策な形でいかにざるを得ないというように思うんですよ。本来ならば、きちんと全施設について、インフラはちょっと置いといても、全体計画をつくって、それでその個別個別に、これはこうしていこうというのがあった中でそういうのが入ってくればいいんだけど、先に例えば日生総合支所の中でこういうのをやりたいとか、どこそこでこうやりたいとかという、もう計画がなされる前にそういうことができてしまうわけですね。それはそれで私は悪いというんじゃないですよ。そういうこともあってやっていくよというふうに言われればいいけど、片や総合的にやっていく、片や個別で、そういう相矛盾したことになりようから言ようるわけであってね。それもあり、両方でやっていくんだよということであれば、それはそれでまだえんじょけど、そういうことをおっしゃらないからね。何か矛盾したように聞こえるんですよ。どうでしょうか。

○砂田施設建設・再編課長 やっぱり個別の施設には、そこそこ行政需要が発生している、そういうことに対応されているんだと思っております。ただ、それと全体の総合計画で進めていく内容というのを整合させていく必要はもちろんあると思っておりますので、そういった個別案件については、情報収集しながら、そういう総合管理計画との整合性をもっと図りながら進めていきたいというのが私どもの考え方です。

○掛谷委員 もうその考え方でありますと言われているんだから、はっきりおっしゃったわけですから、両方相矛盾せんようにして、両立てで考えていく、もうこれで別に私もそれでいいと思います。ただ、そちらも総合的に管理計画をつくっていくとしかおっしゃらなかったのに、片やそうやって個別案件でくるから。もう両方をちゃんと言えればいいんです、別に。はい、両立てで考えてまいりますと言われればいいんだけど、余り聞いたことがなかったんです。きょうははっきりおっしゃられたんで、それである意味では納得しました。

○石原委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしければ、以上で本日の所管事務調査を終わります。

以上で本日の総務産業委員会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

午後3時37分 閉会